

整理番号	1
------	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	2020年4月1日 2020年4月23日	支出額	361,152 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	451440 × 0.8 = 361,152 事務所賃料 4月分・5月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷第2支部

別紙

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 1-1

想いをつなぐ、未来を形に。 *Next Action* RESONA GROUP 埼玉りそな銀行 マイゲート

お取引内容確認・取消


振込

印刷する

受付番号 20040100002 受付日時 2020年04月01日 08:27

事務所資料 4月分

出金口座	[REDACTED]
振込依頼人名	ツジコウジ
振込先口座	[REDACTED]
受取人名	[REDACTED]
振込金額	225,500円
振込手数料	220円
引落合計金額	225,720円
振込指定日	2020年04月01日
処理状況	処理済

[◀ 戻る](#)お電話でのお問合せ  0120-017820 埼玉りそな銀行

整理番号 1-2

想いをつなぐ、未来を形に。 *Next Action* RESONA GROUP 埼玉りそな銀行 マイグート

お取引内容確認・取消

振込

印刷する

受付番号

20042300002

受付日時

2020年04月23日 17:04

事務所債科 5月分

出金口座	[REDACTED]
振込依頼人名	ツジコウジ
振込先口座	[REDACTED]
受取人名	[REDACTED]
振込金額	225,500円
振込手数料	220円
引落合計金額	225,720円
振込指定日	2020年04月23日
処理状況	処理済

[◀ 戻る](#)お電話でのお問合せ  0120-017820 埼玉りそな銀行

整理番号 1-3

建物賃貸借契約書(事業用)

<<物件の表示>>

名 称	ヴェルエール・メゾン店舗	(B)	号室
所在地	埼玉県越谷市千間台西1丁目9番地13		
構造等	鉄骨造	3階建ての内	1階
賃貸借面積	69.29 m ² (壁芯)		

<<契約条件>>

項 目	関係条項	摘 要
引 渡 日		平成31年1月20日
契 約 期 間	1	平成31年1月20日 ~ 平成34年1月19日
使 用 目 的	2	法律事務所として
賃 料	3	月額 205,200 円 (内消費税等 15,200 円)
共 益 費	4	月額 16,200 円 (内消費税等 1,200 円)
看 板 掲 出 料	13	月額 円 (内消費税等 円)
		月額 円 (内消費税等 円)
		月額 円 (内消費税等 円)
		月額 円 (内消費税等 円)
月 額 合 計 支 払 額		221,400 円 (内消費税等 16,400 円)
賃 料 等 の 起 算 日	5	平成31年1月20日 より
賃 料 改 定 の 期 間	6	より 年毎
賃 料 改 定 事 務 手 数 料	6	は仲介人に対し新賃料の ヶ月分相当額を支払うものとする
敷 金	7	190,000 円
償 却 (無)		償却方法 円 (内消費税等 円)
礼 金	8	205,200 円 (内消費税等 15,200 円)
更 新 料	9	乙 は甲に対し新賃料の 1.00 ヶ月分相当額を支払うものとする
更 新 事 務 手 数 料	10	甲 は仲介人に対し新賃料の 0.50 ヶ月分相当額を支払うものとする
解 約 の 申 し 出 期 間	21	甲においてはその 6 ヶ月前、乙においてはその 1ヶ月前
業 務 の 委 託 先	26	スターツピタットハウス株式会社
賃 料 の 支 払 い 方 法	5	振 込
賃 料 振 込 口 座	金融機関名	
	支 店 名	
	口 座 番 号	
	口 座 名 義	

特約条項>>

物件に関する他の入居者または第三者との紛争・苦情は乙の責任において解決するものとし、甲は一切関与しない。

使用時間は午前6時から午後10時までとする。変更する場合、乙は書面にて申し出、甲の承諾を得るものとする。

は、工事の仕様が決定次第速やかに、管轄消防長に「防火対象物使用届出書」を提出し、その写しを甲へ提出しなければならない。

は、所轄の消防署に防火管理者の届出を行うものとする。

物件には、ガスメーターが設置されていない為、メーターの設置及びそれに付属する工事費用は乙の負担でものとする。

物件に設置された照明器具は、引渡しと同時に乙に譲渡されるものとする。入居中の維持管理・修繕・交換費用

乙に帰属され退去時の撤去義務は負わないものとする。

税率改定の場合の税額については通知しないものとし、改定後の税率で支払いをするものとする。

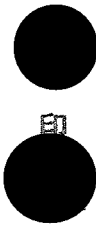
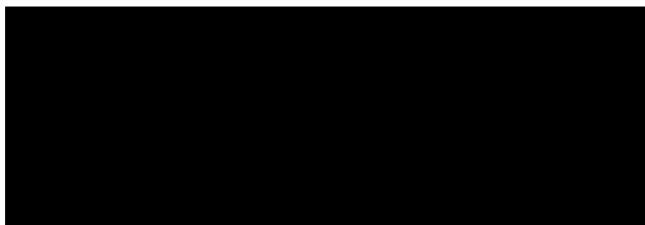
余白

主を甲とし借主を乙とし前記表示の物件（以下「本物件」という）について、頭書の賃貸借契約以下「本契約」という）を下記の通り締結する。その証として本契約証書を作成し、当事者（記）名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成31年 1月19日

(貸主) 住所

氏名



越谷市

(借主) 住所 千間台西1-21-104-ハイムせんげん台108

氏名

辻 浩司



電話

048 (975) 6071

保証人住所

氏名



電話



介人

住所

埼玉県越谷市千間台西1-4-4 3F

商号

スターツピタットハウス (株) せんげん台店 印

店長 木村 剛

電話

048-976-1881

地建物取引士



登録番号



号

辻 浩司 様



2-03717#

消費税改定に伴う賃料等変更のお知らせ

〒343-0041 埼玉県越谷市千間台西1丁目4-4
T・K PREVIO 3F
スターツピタットハウス株式会社 せんげん台店
TEL 048 -976 -1881

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2019年10月分より消費税等（消費税および地方消費税。以下同じ）の税率が8%から10%に引き上げられる予定となっております。これに伴い、現在お客様が賃貸借契約を締結されている課税物件（駐車場等の施設および居住用を除く建物等賃料等が消費税課税対象である物件。）の賃料等（賃料および共益費その他の契約に基づきお支払いいただく金銭）が2019年10月分（※）より下記の通り変更されますので、予めお知らせいたします。お手数ではございますが、お支払金額、ご準備金額にお間違いのないようお手続きの程お願い申し上げます。

万一、本状と行き違いで解約等のお申し出を承っている場合はご容赦ください。

本件についてのご質問等がございましたら、上記ピタットハウス担当店舗までお問い合わせください。

敬具

記

<変更賃料等> (1)

物件名	ヴェルエール・メゾン店舗			区画	B
所在地	埼玉県越谷市千間台西1丁目9-13・14・20				
成約CD	■	種類	店舗事務所	名目	共益費
2019年9月分までの金額（月額）			16,200円	（内消費税額 1,200円）	
2019年10月分からの金額（月額）			16,500円	（内消費税額 1,500円）	

(2)

物件名	ヴェルエール・メゾン店舗			区画	B
所在地	埼玉県越谷市千間台西1丁目9-13・14・20				
成約CD	■	種類	店舗事務所	名目	賃料
2019年9月分までの金額（月額）			205,200円	（内消費税額 15,200円）	
2019年10月分からの金額（月額）			209,000円	（内消費税額 19,000円）	

※ 【ご注意ください】2019年10月分賃料等の支払約定日または支払実行日

振り込みによるお支払いの場合：2019年9月30日まで

口座振替によるお支払いの場合：2019年10月1日（口座振替手数料に係る消費税額も改定されます）

カード決済によるお支払いの場合：2019年10月10日

参考：消費税法上の取扱い

●土地および居住用建物の賃料等：非課税

●駐車場等の施設および居住用を除く建物（店舗、事務所等）の賃料等：課税

以上

整理番号

1 - 6

領収書貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷第2支部

領収証

埼玉民主フォーラム
越谷第2支部 辻浩司様

No.

金額

¥ 225,720

但 事務所賃料 4月分として

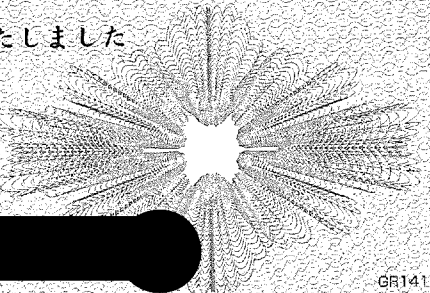
2020年 4月 1日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額(%)

埼玉民主フォーラム
越谷第2支部
会計



GR1419

領収証

埼玉民主フォーラム
越谷第2支部 辻浩司様

No.

金額

¥ 225,720

但 事務所賃料 5月分として

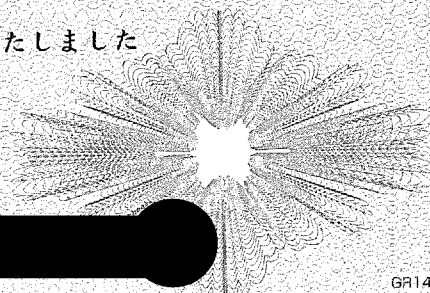
2020年 4月 23日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額(%)

埼玉民主フォーラム
越谷第2支部
会計



GR1419

便宜上インターネットバンキングからの支払いは
事務員の口座を經由して振込をしています。

※ 整理番号には、枝番を記入すること

整理番号	/
------	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	2020年 4月 2日	支出額	100,100 × 0.9 90,090 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	4月分事務所家賃		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷支部

③
4月分事務所
家賃

ご利用明細票

お取扱日	店 番	お取引内容
02-04-0203398		通帳電信振替
記 号		番 号
****		****
取扱番号	お取引金額	
N076	*100,000	
	残高	
	*	
振替先	()	
受取人名:		
料金	*100円	
依頼人名:ヤマモト マサノ		

4月からATMの電信振替料金は、1件のご利用につき100円です。

ご利用いただきましてありがとうございました。
 ゆうちょ銀行

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事務所賃貸借契約書

賃貸人■■■■■(以下、「甲」という)と賃借人埼玉民主フォーラム越谷支部(以下、「乙」という)は、次のとおり、事務所の用に供する建物賃貸借契約(以下、「本契約」という)を締結する。

第1条【賃貸借物件】

甲はその所有する次の物件(以下「本件物件」)を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

建物の表示 名称 K-1stビル
所在地 越谷市瓦曾根1-20-6
床面積 65㎡(3階部分)

第2条【使用目的】

1. 乙は、本件建物を事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする。
2. 乙は、本件建物を現状のまま使用するものとし、事前に甲の書面による許可を得た場合を除き、本件建物に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。
3. 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件建物を原状に復しなければならない。

第3条【契約期間】

契約期間は、令和元年5月1日から令和3年4月30日までの2年間とし、期間満了の2か月前迄に甲乙いずれかの通知がない限り、2年間自動延長するものとする。

第4条【賃料】

賃料は一カ月金10万円とする。

第5条【賃料の改訂】

甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物賃料の変動により賃料が不相当となったときは、賃料の増減を請求することができる。

第6条【諸経費】

乙は、第4条の賃料の他に、本件建物の使用に際して発生する諸経費を自己の負担で支払わなければならない。

第7条【禁止条項】

乙は、本件建物を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡もしくは本件建物を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

第8条【修繕費の負担】

1. 甲は、本件建物の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。
2. 乙は、建具、造作、給排水設備、照明器具、壁等、日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。
3. 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第9条【契約の解除】

甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを3か月以上怠ったとき
2. 第7条に違反したとき
3. その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

第10条【明渡し】

1. 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件建物を原状に復した上で甲に明け渡す。
2. 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料、その他これに類するいかなる金銭も請求しない。

第11条【損害賠償】

乙は、乙の従業員・取引先、その他乙の営業活動に関して本件建物に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

第12条【解約申入れ】

乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその2か月前までに甲に対してその通知を行うものとする。ただし、乙が賃料の2か月分を即時に支払うときは、即時に本契約を解除することができる。

以上、本契約の成立を証するため、本契約書二通を作成し、甲乙記名捺印の上、各一通を保有する。

令和元年 5月 1日

貸主(甲)

住所



氏名



借主(乙)

住所



氏名

山本正乃



整理番号 ズ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2020年4月2日	支出額	4,400 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	ホスター印刷代 (事務所ドアの看板) $5500 \times 0.8 = 4400$		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷第2支部

領 収 証

埼玉県議会議員 辻浩司 様 No. _____

★ 5,500-

但 ホスター印刷代(タ-オリ-幕)

2年4月2日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
収入	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等

収入
印紙

コクヨ クケ-1097

ケイ企画 代表 前田 敬
〒330-0071 埼玉県さいたま市磯辺区上本郷2-3-17
TEL:048-831-7648 FAX:048-420-9603
info@kay-kikaku.com

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号	45
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	2年4月6日	支出額	7,900 × 0.9 7,110 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	政務活動事務所 駐車場代 (4月分)
-----	--------------------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市浦和区支部
---------	----------------------

支払先:大栄不動産
口座名義:浅野日義英

02-04-06 振替 駐車場 *7,900 RK.タ" 117ト"ウ

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場一時使用契約書

大栄不動産株式会社（以下甲という）と ^{埼玉県議会} ^{民主党所属の会} （以下乙という）とは、次のとおり「駐車場一時使用契約」（以下本契約という）を締結する。

（使用目的・駐車場所）

- 第1条 甲は乙が車両の駐車を目的として、甲指定の駐車区画を使用することを承諾し、乙は本契約の各条項、及び別紙「駐車場使用規定」を遵守することを約した。
- (2) 乙の車両が駐車する場所、位置、は下記のとおりとする。
但し、甲は甲の都合により、乙に事前に通知することにより駐車位置の変更ができるものとする。
- (3) 乙は本契約による駐車場を使用する権利を第三者に譲渡・転貸することはできない。
又、車両を変更する場合は甲に届け出るものとする。

記

駐 車 場 所 在 地 埼玉県さいたま市浦和区大東1丁目685-5

駐 車 場 名 大東1丁目大栄駐車場

車 名 ・ 番 号

駐 車 位 置 No

（契約期間）

第2条 駐車場の使用期間は 平成24年（2012年）5月1日より平成24年（2012年）6月末日までとする。

但し、期間満了1ヶ月前までに甲又は乙から何等の申し出の無い場合は、引き続き1ヶ月間期間を継続されたものとし、それ以後も同様とする。

（使用料等）

第3条 駐車場使用料は1台当たり月額 ¥7,000- 円也とし、乙は毎月5日までに消費税 ¥350- 円也を加算した金額、金 ¥7,350- 円也の契約台数 1 台分、合計金 ¥7,350- 円也を、当月分として乙の取引銀行口座より自動振替により支払うものとする。

- (2) 引落手数料ならびに振込手数料は乙の負担とする。
- (3) 契約開始日が月の途中の場合の使用料は当該月日数の日割り計算とする。
- (4) 乙が「自動車保管場所使用承諾証明書」を甲に要請する場合には、乙は当該証明書発行の都度、甲に手数料を支払うものとする。

（保管責任）

第4条 乙が本契約により駐車する車両の保管責任は全て乙が負い、天変地異による損害、及び駐車場内における盗難、損傷等、いかなる事故が発生しても甲は何等の責を負わない。

（損害賠償）

第5条 乙又は乙の関係者が、故意又は重大な過失により甲の施設又は他の車両を毀損し、あるいは甲又は第三者に損害を与えた場合は乙はその責めを負い損害を賠償する。

（解約）

第6条 甲・乙ともに契約期間中といえども1ヶ月前の予告により本契約を解約することができる。但し、甲の予告による解約の場合は、予告期間満了と同時に本契約は終了する。

(2) 乙の予告による解約の場合は、解約日は申し出た日の翌月の月末日とし、月の途中での解約はできないものとする。

(契約の解除)

第7条 乙が次の条項の一に該当するときは、甲は乙に対し何等の催告を要せず直ちに本契約を解除できる。この場合、前納した駐車場使用料は返還しない。

- (1) 駐車場使用料の支払いを1回でも怠ったとき。
- (2) 本契約の各条項、及び別紙「駐車場使用規定」に従わなかったとき。
- (3) 解散、破産、民事再生、会社整理、会社更生の申し立てがあったとき。
- (4) 第8条の確約に反する事実が判明したとき、若しくは、契約締結後に自らまたは役員が反社会的勢力に該当したとき。
- (5) 乙が第9条に掲げる行為を行った場合。

(反社会的勢力の排除)

第8条 甲及び乙は、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らまたは自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下、総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約の締結をするものではないこと。
- (3) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対し脅迫的な言動または暴力を用いる行為。
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。

(禁止又は制限される行為)

第9条 乙は、駐車場の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 駐車場において反社会的勢力の利用の用に供すること。
- (2) 駐車場または駐車場の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、甲、他の駐車場賃借人、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること。
- (3) 駐車場を反社会的勢力に占有させ、または本駐車場に反復継続して反社会的勢力を出入させること。

(車両の搬出)

第10条 期間満了又は第6条、第7条により本契約が終了したときは、乙は直ちに車両を駐車場外に搬出しなければならない。

乙がこれを行わないときは、甲は乙の負担で搬出の処置をするものとし、乙は何等異議のないことを予め承諾した。

(協議)

第11条 本契約条項に疑義が生じた場合、並びに各条項に定めない事項は甲・乙誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約は、甲による本契約書発送時を契約締結日とし成立する。

尚、上記契約の成立を証するため本契約書2通を作成し、各自記名捺印の上甲・乙各1通を保有する。

平成24年(2012年)3月29日

甲 埼玉県さいたま市浦和区仲町1丁目4番10号

大栄不動産株式会社

パーキング事業部長 柿沼

乙 住所 埼玉県さいたま市浦和区大東一丁目11番1号 501

氏名

埼玉県議会民主党無所属の会
浅野 義英

個人情報のお取扱いについて

当社は、個人情報保護に関する法令と社会秩序を尊重、遵守し、個人情報の適正な取り扱いと保護に努めます。個人情報の利用目的としては、月極駐車場・その他駐車場事業に関する契約・事務及び連絡等に使用するものとし、お客様の個人情報につきましては、個人情報保護法によって例外的に認められる場合を除き、第三者には提供いたしません。

当社の個人情報の取り扱いに関するお問い合わせは以下の窓口へご連絡下さい。

大栄不動産株式会社(個人情報保護担当)

TEL・03-3244-0625(平日・9:00~17:00)

〒330-0043

埼玉県さいたま市浦和区大東 1-1
1-1-501

2019年8月吉日

埼玉県議会民主党・無所属の会 浅 様
野目義英

契約番号 XXXXXXXXXX

埼玉県さいたま市浦和区常盤9丁目20番3号
大栄不動産株式会社
パーキング事業部
048-824-7684

消費税法等改正に伴う駐車場料金変更のご案内

拝啓

時下、ますますのご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は弊社駐車場をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり消費税法等の改正に伴い消費税税率が2019年10月1日より、現行の8%から10%へ変更の予定となっております。

つきましては締結済みの契約に基づき、駐車料金を下記の通り変更いたします。

なお、消費税法等の改正が施行されなかった場合には、現行の駐車料金にて引落をさせていただきます。何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 駐車場名	大東1丁目大栄駐車場	1台
2. 現行駐車料金(月額)	税抜金額	金 7,000円
	消費税	金 560円 (8%相当額)
	引落手数料	金 200円 (税込)
	月額合計	金 7,760円
新駐車料金(月額)	税抜金額	金 7,000円
	消費税	金 700円 (10%相当額)
	引落手数料	金 200円 (税込)
	月額合計	金 7,900円

3. 変更月 2019年10月分(2019年10月7日引落予定)より

以上

※2019年7月末日のデータで作成しております。
その後のご変更があった場合はご了承ください。

◎預金口座振替制度について

- ①お客様の預金口座より毎月5日（休日の場合は翌営業日）に自動引落になります。
- ②振替手数料（200円）はお客様のご負担です。
- ③引落は当日限りです。後日の再引落はできません。
事前に残高のご確認をお願いします。
- ④お客様の預金口座の資金不足により引落ができなかった場合でも集金代行業により口座振替手数料をご負担いただきます。

◎解約について

- ①解約する場合は、解約する月の1ヶ月前までにご連絡ください。
- ②解約は月末です。日割りの解約はできません。

整理番号 4

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R2年4月4日	支出額	18,018 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所セキュリティ (3月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部

口座名義
町田皇介

$$20020 \times 0.9 = 18018$$

02-04-14	送金	*19,800	IB マイバンク
02-04-14	手数料	*220	

③ 防犯用カメラ・セキュリティサービス代として

※ 領収書等には、(1)年月日、(2)金額、(3)使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、(4)発行者、(5)宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

請求明細書

362-0036
上尾市宮本町10-26

太陽管財株式会社
代表取締役 齊藤 敏雄
〒331-0823 埼玉県さいたま市北区日進町3-8
TEL 048-663-6166 FAX 048-663-5721
振込先 武蔵野銀行 宮原西口支店
普通預金 NO. 077229

町田 皇介

様

お客様コード	日付	締日	請求書番号	伝票枚数	お支払予定日
██████	2020/03/31	末	0483	1	

下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	今回御入金額	調整額	繰越額	今回御買上額	消費税額	今回御請求額
██████	██████	0	0	18,000	1,800	19,800

日付	伝票番号	取引区分	商品名	数量	単価	金額
2020/03/31	351392	掛売上	*事務所 機械警備料	1.00式	10,000	10,000
		掛売上	*システム機器使用料	1.00式	8,000	8,000
			(税率10%)		[御買上額]	18,000
					[消費税等]	1,800
					[御入金額]	██████

業務請負契約書

町田皇介（以下「甲」という）と、太陽管財株式会社（以下「乙」という）とは、貴、事務所（以下「当該物件」という）の業務に関し、次のとおり業務請負契約（以下「本契約」という）を締結する。

第 1 条 総則

甲は、当該物件の機械警備に関する業務（以下「業務」という）を次条以下に定めるところにより乙に発注し、乙はこれを請け負う。

(当該物件の範囲)

第 2 条 当該物件の敷地及び建物は次のとおりである。

対象建物名称 埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部
対象建物所在地 埼玉県上尾市宮本町10-26 佐藤ビル102

(業務の内容)

第 3 条 当該物件の業務対象となる部分及び業務の内容は、別途仕様書による。

(業務費)

第 4 条 甲は「業務費」を乙に対し、次のとおり支払うものとする。

- 一 請負月額 ¥18,000 消費税別途
- 二 支払方法 乙は、月末日締め切りをもって甲に請求し、甲は当該月分を翌月末日までに支払う。

(本契約の有効期)

第 5 条 本契約の有効期間は令和元年10月9日から令和4年9月30日までとする。

(契約の更新)

第 6 条

本契約の有効期間が満了する日の3ヶ月前までに、甲及び乙よりその相手方に対し、本契約の更新について内容変更等の意思表示の申し出が無いときは、本契約は従前と同一の条件を持って更に1年更新されるものとする。更新された契約についても又同様とする。

2 本契約の更新について内容変更等の意思表示があった場合において、その有効

期間が満了する日までに更新に関する協議が整わないときは、甲及び乙は、別に暫定特約を締結することが出来る。

(契約の終了)

第 7 条 甲及び乙は、本契約の有効期間が満了する日をもって本契約を終了しようとするときは本契約の終了日の3ヶ月前までに、甲及び乙よりその相手方に対し、書面を持って申し出るものとする。

(契約の解除)

第 8 条 甲及び乙は、本契約の有効期間満了前に本契約を解除しようとするときは、本契約の解除日の3ヶ月前までに甲及び乙よりその相手方に対し、書面を持って申し出るものとする。

2 甲及び乙は、その相手方が本契約に定められた業務の履行を怠った場合は、相応の期間を定めてその履行を催告し、相手方が当該期間内にその義務を履行しないときは、本契約を解除することが出来る。

(第三者への再委託)

第 9 条 乙は、甲の承認を得て、第3条に定める業務の一部を第三者に再委託することが出来る。

2 乙が、委託業務を第三者に再委託した場合において、乙は再委託した業務の適正な処理について、甲に対し責任を負う。

(専用使用部分への立入り)

第 10 条 乙は、管理業務を行うため必要があるときは、当該物件の専用使用部分に立ち入ることが出来る。

2 前項の場合において、乙は、あらかじめその旨を当該物件の専用使用部分の占有者に通知し、その承諾を得なければならない。

但し、防災等のため緊急を要するときは、この限りではない。

(管理施設等の無償使用)

第 11 条 乙は、管理業務を行うために必要な管理用倉庫、器具、備品等（以下「管理施設等」という）を無償で使用することができる。

2 甲は、乙が委託業務を行うため管理施設等を使用することにより生ずる費用（電気及び用水）を負担するものとする。

(従業員)

第12条 乙の従業員は、作業中の了承を得た服装及び名札を着用して、乙の従業員である
ことを明瞭にするものとする。

(乙の使用責任)

第13条 乙は、乙の従業員がその業務の遂行に関し、甲又は当該物件の専用使用部分の
占有者に対し使用者としての責任を負う。

(免責事項)

第14条 乙は、甲又は当該物件の専用使用部分の占有者が次の各号に掲げる損害を受け
たときは、その損害を賠償する責任を負わないものとする。

- (1) 天災地変等不可抗力による損害
- (2) 火災もしくは盗難による損害
- (3) 前各号に定めるもののほか、乙の責任に帰することが出来ない事由による損害

(特約)

第15条 契約期間内に何らかの都合により、途中で契約を解除するときは、甲乙誠意を
もって残金を精算するものとする。

(契約外事項)

第16条 本契約に定めのない事項で必要なものについては甲及び乙は、誠意を持って協
議するものとする。

(機密の保持)

第17条 乙及び(従事者)は、職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

本契約の証として契約書を二通作成し、甲及び乙が記名捺印した上、それぞれが一通ずつ
保有するものとする。

令和元年10月1日

甲

〒382-0036 埼玉県上尾市宮本町10-26
佐藤ビル102

埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部

町田 皇介

乙

埼玉県さいたま市北区日進町3丁目8番地

太陽會株式会社

代表取締役 齊藤敏

整理番号 5

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
--------------------------	--

支出年月日	R2年4月14日	支出額	10,998 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	専務員用 馬駐車場代 (4月分)
----	------------------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部	口座名義 町田皇介
$12,220 \times 0.9 = 10,998$		
02-04-14 送金	*12,000	IB 657 川北
02-04-14 手数料	*220	
③ 専務員の車馬駐車場代として ※ 領収書等には、(1)年月日、(2)金額、(3)使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、(4)発行者、(5)宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。		

村パーキング 駐車場賃貸契約書

貸主 村 田 春 雄 上尾市宮本町7番15号 電話(771)2311番 と借主 町 田 皇 介 とは

次の通り、駐車場賃貸契約を締結します。

1	場 所	上尾市宮本町 8-8				
2	駐 車 場 区 画	[黒塗り]番				
3	車 両	車名	登録番号	特約	登録車両以外 無断駐車厳禁 (日産エクストレル赤)	
		プロジョー ステーション ワゴン青	[黒塗り]			
4	賃 料	1 ヶ 月	12,000円 1台	支払方法	当月末翌月分前納 指定銀行への振込	特約 2ヶ月分滞納の 時は無催告解除
5	期 間	自 2019年 10月 9日	特約	2020年 10月 8日	期間後は賃料支払により1ヵ月 ごとの自動更新とする	
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたとき 車両相互間当事者負担		賃借人損害負担 施設内賃貸人賠償義務なし		
7	権利譲渡 禁 止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止			特約	違反のときは 無催告解除
8	解 約	賃貸人 *1ヶ月前予告		解約可能		
		賃借人 *1ヶ月前予告		解約可能		
9	保証金	金 12,000円也 契約終了時明渡完了と同時に諸費用控除返還				
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。				

契約日	2019年 10月 9日				
貸主	住所(所在地)	村 パーキング			
	氏名(名称)	村 田 春 雄			
	電話番号	上尾市宮本町7番15号 電話(771)2311番			
借主	住所(所在地)	町 田 皇 介			
	氏名(名称)	〒362-0036 埼玉県上尾市宮本町10-26			
	電話番号	048-729-6272 佐藤ビル102			

整理番号 6

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R2年4月4日	支出額	9,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所来客用駐車場 4月分
----	---------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部

口座名義
町田皇介

$$10,000 \times 0.9 = 9,000$$

02-04-14 送金

*10,000 IB

※ 領収書等には、(1)年月日、(2)金額、(3)使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、(4)発行者、(5)宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

③ 事務所来客用駐車場代として

- ※ 領収書等には、(1)年月日、(2)金額、(3)使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、(4)発行者、(5)宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
- ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

貸主 [] (以下甲という) と借主 町田 皇介 (以下乙という) との間において、

左のとおり駐車場の使用に關し一時的短期賃貸借契約を締結する。

第一条 甲は乙に対し、乙所有の後記ナンバーの自動車、後記土地に駐車することを認める。

第二条 乙は左のとおり使用料金を支払う。

- ① 月額使用料 金 一 万 円 也。(一台あたり) 一 台、計 一 万 円 也。
- ② 支払期 当月分を前月末日まで。
- ③ 支払場所 甲の事務所に持参の上支払う。

第三条 本駐車場は露天であり、かつ入口に門扉等を設置しないため、甲は乙の自動車につき駐車中の盗難、損傷、滅失等、いかなる事故が発生しても、甲は一切その責を負担しない。

第四条 乙の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車が無断もしくは違反駐車した為、乙の使用が妨げられた場合においても、甲は乙に対して何等の補償、損害賠償等の義務を負担しない。前項のごときトラブルについては乙においてまず解決に努力するものとし、それが不可能の場合には、甲乙協力して他の自動車等を排除する。

第五条 乙の使用する期間は、令和元年七月一日から令和二年六月二十日までとし、その後は自動更新とする。

第六条 乙は駐車にあたって次の事項を守らなければならない。

- ① 駐車場への出入を静かに行き、特に早朝夜間においては騒音を発生させないように注意するものとする。
- ② 無用の長時間排気ガスを放散させないものとする。
- ③ 駐車場内に物を廃棄しないこと。
- ④ 他の車の駐車位置を侵さないこと。
- ⑤ 隣地に対して排気筒を向けないこと。

第七条 乙において左の事由が生じたときは甲は催告を要せず本契約を解除することができる。この場合乙は直ちに駐車場の使用を止めなければならない。

- ① 駐車場使用料金の支払いを一か月分たりとも怠ったとき。
- ② 乙が手形または小切手を一回でも不渡としたとき。
- ③ 近隣もしくは他のものに迷惑となるような行為のあったとき。
- ④ 他の自動車を駐車させたとき。
- ⑤ その他本契約に違反したとき。

第八条 乙において第五条の契約期限後も駐車場を希望するときは、あらかじめ駐車料金金額を定め、本契約と同一の書式において契約書に調印したときに、はじめて駐車場使用の権利を得るものとする。

前項に關しては、書面によらざる合意はすべて無効とする。

第九条 甲は乙に対し契約期間中であっても乙の駐車位置を変更することができるものとし、乙はこれを拒否することはできない。

第十条 甲は事業の変更、建築等の為、乙に催告なく駐車場事業を中断又は廃止し即時契約解除できる。

第十一条 本契約の期間満了後、あるいは契約期間中における本契約解除の後においても、尚且つ乙が駐車場の使用を継続するときは、乙は甲に対して損害賠償として、従前の駐車料金額の二倍に相当する金員を支払うものとする。

右のとおり契約が成立したので、本証書二通を作成し、甲乙各一通を保有する。

令和元年6月20日

貸主(甲)

住所

氏名

電話

借主(乙)

住所

氏名

電話

[] 印

上尾市緑丘三、六一三二

町田 皇介

[]

[]

埼玉県知事(3)第2159号
 株式会社 マハロ
 埼玉県上尾市宮本町948番1
 TEL 048-778-1750 FAX 048-778-1751

駐車すべき車の表示

【車両名】

【塗色】

【ナンバー】

計 台

駐車すべき場所の表示

上尾市宮本町948番1、2の一部に所在する都築駐車場のうち番号([])と表示した箇所

整理番号

13

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
【経常的経費】	
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	2012年4月23日	支出額	132,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃 (5月分)
----	-------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部

振込受付明細は、別紙添付

165,000 × 80%

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

振込



1. 出金口座
選択
2. 振込先
選択
3. 金額・
指定日選択
4. 振込実行
5. 受付確認

ご利用ありがとうございます。振込しました。
受付番号は20042300003です。

振込 受付明細

[印刷する](#)

受付番号 20042300003 受付日時 2020年04月23日 14:36

出金口座 ■■■支店 普通 ■■■

振込依頼人名 サイタマシソノバンク カギ マリ

振込先口座 埼玉りそな銀行 大宮支店 普通 5144885

受取人名 1)カギトヨムケン

メモ欄 事務所家賃

振込金額 165,000円

振込手数料 0円

引落合計金額 165,000円

振込指定日 04月23日

ご注意

お受取人様の口座状態によっては即時入金できない場合があります。

入金内容がご希望と異なる場合、お取引店にて組戻の手続が必要となり、お手続きには手数料がかかります。

また、組戻手続の際、誤って入金になったお客さまとの間で協議していただくことがあります。

事業用建物賃貸借契約書

貸主 有限会社川人工務店 (以下「甲」という)

借主 高木真理 (以下「乙」という)

下記の条項に従って賃貸契約をする。

名称	K・Kビル 101号室
所在地	埼玉県さいたま市北区宮原町2-16-18
種類	事務所
構造・規模	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根 参階建
契約面積	1階 101号室 約28.38㎡ (約8.6坪)
使用目的	事務所
敷金	210,000円 (内税)
賃料	月額 金162,000円 (内税12,000円)
共益費	なし
更新料	新賃料の1ヶ月
契約期間	平成30年3月1日～平成33年2月28日
解約予告期間	甲 6ヶ月前 乙 3ヶ月前
賃料等の支払方法	振込先
	口座番号
	名義人
支払期限	翌月分を毎月25日までに支払う。
特約事項	なし

増収により、賃料の3割増収が、
変更になりました。(2020.10月分～)
④ 150,000円 + ④ 15,000円

本契約の締結を証する為本誓2通を作成し、甲乙はこれに署名捺印したあとと甲乙各1通を保有する。

平成 20 年 2 月 28 日

賃貸人 (甲) 住所

氏名

TEL

賃借人 (乙) 住所

氏名

TEL

〒331-0812 さいたま市北区宮原町2-16-18

有限会社川人工務店

代表取締役 川人 真徳

電話 048-664-2300

整理番号	14
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2年4月23日	支出額	17,600 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所駐車場代 (5月分)
----	----------------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部
---------	---------------------

振込受付明細は、別紙添付

22,000 × 80%

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



振込



- 1. 出金口座
選択
- 2. 振込先
選択
- 3. 金額・
指定日選択
- 4. 振込実行
- 5. 受付確認

ご利用ありがとうございます。振込しました。
 受付番号は20042300004です。

振込 受付明細

[印刷する](#)

受付番号 20042300004 受付日時 2020年04月23日 14:37

出金口座 ████████支店 普通 ████████

振込依頼人名 サイタマシニワオ-ム カキ マリ

振込先口座 ██

受取人名 ████████████████████

メモ欄

振込金額 22,000円

振込手数料 0円

引落合計金額 22,000円

振込指定日 04月23日

ご注意

お受取人様の口座状態によっては即時入金できない場合があります。
 入金内容をご希望と異なる場合、お取引店にて組戻の手続が必要となり、お手続きには手数料がかかります。
 また、組戻手続の際、誤って入金になったお客さまとの間で協議していただくことがあります。

駐車場賃貸借契約書

駐車場名	まつばら駐車場	賃料	1ヶ月	10,800円
所在地	埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目16-4		番号	番

貸主 [] (以下「甲」という)

借主 立憲・国民・無所属の会 さいたま市北区支部 高木まり (以下「乙」という) とは、上記に表示する駐車場について本契約書に基づいて賃貸借契約を締結する。

第1条 (契約期間)

契約期間は 2019年 4月 1日から2021年 3月31日の二年間とする。但し、期間満了の際は、当事者協議の上、更新又は延長することが出来る。

第2条 (賃借料等)

乙は賃借料を毎月末日までに、翌月分を支払うものとする。但し、公租公課の増減又は近隣の賃借料に比較して賃借料の増減の必要が生じたときは、甲乙協議の上増減出来るものとする。

第3条 (解約)

契約期間中の解約については、甲・乙ともに1ヶ月前までの申し出により本契約を解約することが出来る。賃借料は前払いにつき1ヶ月分を支払うものとする。

第4条 (危険負担)

本駐車場で起きた事故等 (盗難、接触、火災等) に関わる車の事故損害について甲は一切の賠償責任を負わないものとする。

第5条 (注意義務)

乙は本駐車場を使用するにあたり、善良なる管理者の注意を持って使用し駐車場の目的以外には使用しないこと、又貸借権の譲渡及び転貸は行わないこと。消防法、その他の法令等により危険物としてみなされる物を場内に持ち込まないこと。又、本駐車場内において、空ぶかし、喧騒等近隣に迷惑となる行為は行わないこと。

第6条 (更新等)

本契約満了の際、管理者より通知があった場合は、速やかに更新手続きを行うものとする。その際、新賃料の0.5ヶ月+消費税を更新事務手数料として管理者へ支払うものとする。

第7条 (契約の解除)

乙が次の事項に該当する時は、甲は何等の催告をなすずにしてこの契約を解除する事が出来る。1. 賃料を2ヶ月以上滞納したとき。

車種 ホンダ ファイット 色 白 ナンバー

(特約事項)

- 1.補充条項として、本契約各条項に記載のない事項又は、本契約の各条項の解釈に疑問がある場合甲、乙協議の上円満に解決するものとする。
- 2.賃料振込先: []
- 3.賃料は、毎月末日までに上記口座へ入金する事。

以上契約の証として本書式通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各々その志通を保有する。

2019年 3月 29日

賃借人 (甲) 住所 []

氏名 [] 印

電話番号 []

賃借人 (乙) 住所 さいたま市北区宮原町2-16-18

氏名 立憲・国民・無所属の会 さいたま市北区支部 高木 まり

電話番号 048-654-2559

仲介業者 社団法人 埼玉県宅地建物取引業会会員 埼玉県知事 (5) 第18067号
住所 埼玉県さいたま市北区宮原町3丁目284番地1号

商号 株式会社 ハウジンググネット

代表者 山田 剛

電話 TEL048-652-3300

取引主任士 登録番号 [] 氏名 []

増税により、駐車場の消費税が変更になりました。
① 10,000円 + ② 1,000円
(2020.10月分～)

整理番号	9
------	---

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
支出年月日	2020年 4月24日
支出額	16,000×90%=14,400円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使 途	埼玉民主フォーラム 所沢支部の駐車場賃料 2台分(5月分)
支 出 先	株式会社エルハウジング

上記のとおり支出しました。

支出者名

水 村 篤 弘



駐車場(自動車保管場所)契約書

所在地 所沢市東新井町322-1
名称 東新井駐車場 内 第 [] 号
車種プレートナンバー [] 米 空 用
賃料 壹ヶ月 金 八 仟 円 也
金 円 也(無利息の約定)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上
本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は令和2年2月8日より令和3年2月7日迄向う
壹ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約
を更新することも出来る。
- 第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に振込し支払うこと、
万一壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金、敷金の有無にかかわらず
甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出
入りを妨げないこと。
- 第3条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸
は絶対にしてはならない。
- 第4条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解
約することが出来る。
- 第5条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指
定されている物件の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近
隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第6条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変による損害並に火災、盗
難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第7条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によつ
て駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は
すみやかに損害を賠償するものとする。
- 第8条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は壹ヶ月前に互いに通告し期間
満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

第10条 車の大きさは、長さ約5m幅約1.8m前後のものとし、他の契約者の方の迷
惑となるような大きさの車種は駐車しないこと。

特約条項

本契約を更新する場合は、賃料の半月分を更新料として乙は甲に支払うものとする。

《賃料振込先》

口座名義

上記契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を
所持する。

令和 2年 1月 28日

住所 埼玉県所沢市西新井町15-10

貸主(甲) 氏名 株式会社 エルハウジング

電話 04-2998-3771

住所 所沢市上安松 864-4

借主(乙) 氏名 水村 篤弘

電話 04-2993-0080

住所

仲介人 氏名

電話

取引主任者 氏名

登録番号

駐車場(自動車保管場所)契約書

所在地..... 所沢市東新井町322-1
名称..... 東新井駐車場 内 第 [] 号
車種プレートナンバー..... 未使用
賃料 壹ヶ月 金 八 千 円 也
金 金 円 也(無利息の約定)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上
本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は令和2年2月8日より令和3年2月7日迄向う
壹ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約
を更新することも出来る。
- 第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌分を乙は甲方に振込し支払うこと、
万一壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金、敷金の有無にかかわらず
甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出
入りを妨げないこと。
- 第3条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸
は絶対にしてはならない。
- 第4条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解
約することが出来る。
- 第5条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指
定されている物件の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近
隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第6条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変による損害並に火災、盗
難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第7条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によっ
て駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は
すみやかに損害を賠償するものとする。
- 第8条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は壹ヶ月前に互いに通告し期間
満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 第9条

第10条 車の大きさは、長さ約5m幅約1.8m前後のものとし、他の契約者の方の迷
惑となるよう大きな大きさの車種は駐車しないこと。

特約条項

本契約を更新する場合は、賃料の半月分を更新料として乙は甲に支払うものとする。

《賃料振込先》

口座名義

上記契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を
所持する。

令和 2年 / 月 28 日

住所..... 埼玉県所沢市西新井町15-10

貸主(甲) 氏名..... 株式会社 エルハウジング

電話..... 04-2998-3771

住所..... 所沢市上安松864-4

借主(乙) 氏名..... 水村 篤弘

電話..... 04-2993-0080

住所.....

仲介人 氏名.....

電話.....

取引主任者 氏名.....

登録番号..... 号

整理番号	12
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	R2年4月24日	支出額	99,198 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃(5月分)
----	------------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部										
口座名義: 町田皇介											
$110,220 \times 0.9 = 99,198$											
<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">02-04-24</td> <td style="width: 30%;">送金</td> <td style="width: 30%;">*110,000</td> <td style="width: 10%;">IB</td> <td style="width: 10%; background-color: black;"></td> </tr> <tr> <td>02-04-24</td> <td>手数料</td> <td>*220</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	02-04-24	送金	*110,000	IB		02-04-24	手数料	*220			
02-04-24	送金	*110,000	IB								
02-04-24	手数料	*220									
<p>③事務所家賃5月分とし</p> <p>※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。</p> <p>※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。</p>											

定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 町田 皇介 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に關し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	佐藤ビル		1階 102号室
所在地	(住居表示)埼玉県上尾市宮本町10-26 (登記簿)		
構造	鉄筋コンクリート造/陸屋根/3階建/全4戸		
種類	店舗	新築年月	昭和45年11月
面積	約33㎡(現況既先)		
附属施設	公営水道・東京電力		

頭書(2) 事業内容

東証会派支部事務所

頭書(3) 契約期間

目的物件の引渡し時期	令和元年7月1日 から 令和3年6月30日まで(2年間)
令和元年6月 日	

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 110,000円 (内消費税等)	共益費	円	保険料	
敷金	330,000円 (賃料3ヶ月)	礼金		水道代	月額 2,000円
保証金	0円 (賃料ヶ月)	償却			
その他の条件					
貸与する鍵					
鍵 No.					
本 数					
賃料等の支払時期					
翌月分を毎月25日まで					
賃料等の支払方法					
<input type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> 口座引落					
特 参 先 委託会社名					

頭書(5) 借主緊急連絡先

(氏名) 町田 皇介
(自宅) TEL
(勤務先) TEL (会社名・部署名)
(携帯) TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 XXXXXXXXXX	TEL XXXXXXXXXX
	住所 XXXXXXXXXX	

管理業者	貸主自主管理
所在地	〒 TEL
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	

※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
(賃貸不動産管理業協会)第 号
*賃貸不動産管理業協会の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	住所
-----	----	----

頭書(7) Zの債権の担保

担保の方法	氏名	住所
(本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	家賃債務保証 証会社名	全保連株式会社
	主たる事務所の所在地	東京都新宿区西新宿1-24-1 16F
	TEL	03-6327-5840 問合せ窓口 0570-01-1083

頭書(8) 再契約に関する事項

借主は再契約を行う場合は再契約料として新賃料1ヶ月分を支払うものとする。但し、本物件は老朽化につき入居時より6ヶ月以降再建費の予定があるため再契約2回目以降は再契約不可。

頭書(9) 特約事項

- 賃料は指定口座に振り込むものとする。
- 賃料は消費税込みのため、税率が改定された場合は、協議の上賃料を改定することができる。
- 店舗又は事務所に出すゴミ(営業用廃棄物)については、乙が費用を負担し、養生をもって処理すること。
- 乙は、乙の責任において消防法・その他法令に關する法律を遵守する事とし各監督官庁への届出・許可等を申請しなければならない。
- 退去時において、借主は貸主に対して借主により設置された造作設備等の買取請求は一切行わないものとする。
- 契約期間中に本契約を解除するときは、貸主は6ヶ月前までに借主は3ヶ月前までに、それぞれの相手方に対し書面にて申し入れること。借主は明け渡しの際、移転料・立退き料の請求をしてはならない。
- 乙は、甲が指定する火災保険・保証会社に加入しなければならぬ。なお、再計算の際も同様とする。
- 自動ドア・照明・換気扇等は残置物の為、メンテナンス・交換は借主負担とする。
- 令和元年6月分賃料は、準備期間として免除とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

		2019年6月21日	
甲・貸主	氏名	TEL	
	住所		
乙・借主	氏名 ㊦ 田 皇 介	TEL 048(778) 4811	
	住所 埼玉県上尾市科丘3-6-32		
連帯保証人	氏名	TEL	
	住所		

A		B	
主たる事務所 所在地・TEL 048-778-1750	主たる事務所 所在地・TEL	商号又は名称 株式会社マハロハ 光廣 昌子	商号又は名称 代表者の氏名
免許証番号 埼玉県知事(3)第21590号	免許証番号	氏名	大臣()第 号
免許年月日 平成31年2月18日	免許年月日	登録番号	平成 年 月 日
氏名	氏名	登録番号	() 第 号
業務に従事する 事務所名 株式会社マハロハ	業務に従事する 事務所名	事務所所在地 TEL	
事務所所在地 TEL 048-778-1750	事務所所在地 TEL		

※ 国は英印
※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている番印を兼ねています。

整理番号 12

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
<p>支出年月日</p>	<p>2020年 4月 27日</p>
<p>支出額</p>	<p>82,720×90%=74,448円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法)</p>
<p>使途</p>	<p>埼玉民主フォーラム 所沢支部事務所の 賃料及び集送金手数料 (5月分)</p>
<p>支出先</p>	<p>株式会社セイワランドック</p>

上記のとおり支出しました。

支出者名

水村 篤 弘



賃貸借(更新)契約 合意書

物件名:タイビル航空公園 202

所在地:埼玉県所沢市東新井町256-1

貸主及び借主は 平成27年05月01日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを双方合意した。

1. 期間 平成30年05月01日より 平成33年04月30日 までとする。
2. 敷金 210,000 円
3. 賃料 月額 総額 75,600 円 (本体 70,000 円 消費税 5,600 円)
4. 管理費 月額 総額 5,400 円 (本体 5,000 円 消費税 400 円)
5. 共益費 月額 総額 0 円 (本体 0 円 消費税 0 円)
6. 駐車料 月額 総額 0 円 (本体 0 円 消費税 0 円)
7. 付属施設料 月額 総額 0 円 (本体 0 円 消費税 0 円)
8. 雑費 月額 総額 0 円 (本体 0 円 消費税 0 円)
9. 特記事項 上記の通り、原契約の一部変更と継続について、賃貸人(甲)と借借人(乙)間の協議が成立したので、本合意書2通を作成し各々署名捺印の上、賃貸人と借借人各一通保有するものとする。本合意書に定めなき事項については原契約の各約定および特定条項を継承するものとする。

平成30年1月9日

貸主(甲) 住所: 埼玉県所沢市喜多町17-12
氏名: 株式会社セイワランドック

借主(乙) 住所: 所沢市上安松 864-4
氏名: 水村篤弘 TEL: 04-2993-0080
勤務先住所: さいたま市浦和区高砂3-15-1
勤務先名: 埼玉県議会 勤務先TEL: 048-824-2111

緊急連絡先 住所: [REDACTED]
氏名: [REDACTED] TEL: [REDACTED]

連帯保証人 住所: [REDACTED]
氏名: [REDACTED] 印 TEL: [REDACTED]

管理会社 免許番号: 埼玉県知事(3)第20719号
住所: 埼玉県所沢市喜多町17-12
会社名: 株式会社セイワランドック
代表者: 羽迫 務
取引主任者: [REDACTED] 登録番号: [REDACTED] 号

2019年8月31日

〒 359-0034
埼玉県所沢市東新井町256-1
タイびる航空公園202
水村 篤弘 様

管理会社
所沢市喜多町17-12
株式会社セイワランドック

消費税改定に伴う賃料変更に関するお知らせ

拝啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご周知の通り2019年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられることとなりました。
それに伴い、貴殿との賃貸借契約におきまして新税率が適用になります旨ご通知申し上げます。

つきましては下記のとおり、お支払い頂きますようお願い申し上げます。
ご質問等ございましたら、下記連絡先へお問い合わせ下さい。

何卒 ご理解の程、お願い申し上げます。

敬具

記

物件名 : タイびる航空公園 No. 202
所在地 : 埼玉県所沢市東新井町256-1
支払方法 : 口座振替(前家賃)

2019年9月分(8/27引落)まで	81,000 円
--------------------	----------



2019年10月分(9/27引落)以降	82,500 円
---------------------	----------

※賃料等と合算して口座振替手数料が引落となります。手数料は11月分より10%へ引き上げとなります。

< 税率改定後 内訳 >

賃料	70,000 円	消費税	7,000 円	77,000 円
管理費 共益費	5,000 円	消費税	500 円	5,500 円
合計				82,500 円

以上

ご不明点等のお問い合わせは下記へご連絡下さい。

◆連絡先

株式会社セイワランドック TEL : 04-2920-3388

2019年11月分より
集送金手数料 220円

整理番号	12
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--------------------------	--

支出年月日	2年4月27日	支出額	20,970 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所倉庫費 (5月分)
-----	--------------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部
---------	---------------------

別紙

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

02-04-27 派替 *23,300 DF. 手引

{ 賃料 23,100円
手数料 200円

口座名義: 木村勇夫
支出先: (株) 平和不動産

レンタルボックス貸借借契約書

賃 貸 人 株式会社 平和不動産 (以下、甲という)

賃 借 人 木村 勇夫 (以下、乙という)

緊急連絡先人 別紙記載 (以下、丙という)

乙が甲のレンタルボックスを使用するため、緊急連絡先人を指定し、下記の通り、甲乙間においてレンタルボックス貸借借契約（以下、本契約という）を締結する。

第1条（使用区分等）

所在地：埼玉県さいたま市南区白幡6丁目18-3（レンタルコンテナ武蔵浦和・~~西武池袋線~~）

レンタルボックス番号： 号

レンタルボックスタイプ：4帖 タイプ

第2条（使用目的及び範囲）

乙は本コンテナを動産の保管場所として使用するものとし、住居事務所、作業所等の目的外の使用をしてはならない。また使用の範囲はあくまでコンテナ内部のみとし、外部及び通路に一切の物品を置いてはならない。

第3条（期間及び更新）

1. 契約期間は平成29年7月21日から平成30年7月末日までとする。
ただし、契約期間満了の日の1カ月前までに契約当事者双方より解約の申し出がなく、乙が本契約の内容を遵守している場合、更に1年間この契約を更新するものとし、その後も同様の措置とする。
2. 前項更新の際、乙は甲に更新料として賃料の1カ月分を支払うものとする。
3. 但し、乙が更新に至る迄、賃料の未納及び遅延及び乙が保管する動産によるトラブル等が1度でもなかった場合、更新料は「サービス」するものとする。

第4条（月額賃料）

賃料は、消費税込み 月額 23,100 円とする。

（内訳：賃料 円・消費税 円）

第5条（賃料の支払い方法）

1. 乙は本契約締結時、甲に対し当月、翌月及び翌々月分の賃料を支払う。
2. 乙は上記1の支払い後、乙の銀行口座より振替の方法で毎月27日迄に翌月分として賃料を支払う。

但し、金融機関の銀行口座振替手続き等に遅れが生じ、振替が出来なかった場合、甲は乙に通知し、乙は速やかに下記記載の甲の銀行口座へ振込の方法で支払うものとする。また、乙は口座振替手数料（1回200円で、口座残高不足による振替が不能時でも必要となります）及び振込の際の手数料を負担する。

賃料の振込口座：


No.

整理番号 16

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2020年 4月 30日
支出額	90000 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $100,000 \times 0.9 = 90,000$)
使 途	事務所家賃 5月分
支出先	 様

上記のとおり支出しました。

支出者名

山根 史子



建物賃貸借契約書

貸貸人 [redacted] と賃借人 山根 文子 との間に、次のとおり建物賃貸借契約を締結します。

- 第一条 貸貸人はその所有する次に表示の建物を賃借人に賃貸し、賃借人はこれ賃借することを約します。
建物の所在場所埼玉県川越市宮中町南久保四八番地一
木造二トキ平屋建事務所棟
- 第二条 賃貸借の期間は平成三十二年四月一日から令和三年三月三十一日までの二年間とします。
- 第三条 賃料は毎月金 金拾萬 円也とし、賃借人は毎月 金 日までに一月分を貸貸人の住所に持参して支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の賃貸との比較等により不相当となったときは、賃借人は、契約期間中であっても、賃料の増額の請求をすることができるものとします。
- 第四条 賃借人は敷金として金 円也を賃借人から申し受けるものとします。
- 第五条 賃借人は、本件建物を に使用するほか、他の用途に使用してはなりません。
- 第六条 賃借人は、次の場合には、事前に貸貸人の書面による承諾を受けなければなりません。
一、建物の模様替えまたは造作その他の工作をするとき。
二、賃借権の譲渡もしくは転貸またはこれらに準ずる行為をするとき。
- 第七条 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、貸貸人は、催告をしないで、直ちに本契約を解除することができるものとします。
一、二か月分以上賃料の支払いを怠ったとき。
二、賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における貸貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
三、長期不在により賃借権の行使を継続する意思がないと認められるとき。
四、前条の規定に違反し、その他本契約に違反したとき。
- 第八条 建物の部分的な小修繕は、賃借人が費用を負担してみずから行なうものとします。
- 第九条 賃借人（その家族、使用人を含む）の責に帰すべき事由によって建物を破損または滅失したときは、賃借人はその損害を賠償するものとします。
- 第十条 貸貸人は建物に関する公租公課を負担し、賃借人は電気、水道、ガス等の使用料を負担します。
- 第十一条 敷金には利息をつけないものとし、賃借人が賃料の支払いを怠ったとき、または第九条の損害賠償金額を支払わなかったときは、賃借人は敷金をもってその弁済に充当することができるものとします。
- 第十二条 賃借人は、賃貸借契約が終了し、賃借人から建物の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に敷金を賃借人に返還しますが、延滞賃料または第九条の損害賠償金額があるときはこれらを差し引いてその残額を返還するものとします。
- 第十三条 賃借人は、本件建物の明渡しに際し、自己の所有または保管する物件を全部取去し、もし賃借人の承諾なしに造作加工したものがあればすべてこれを原状に復したうえで、賃借人の立会を求め、本件建物の引渡しをするものとします。
- 第十四条 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃借人の一切の債務について保証し、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。
- 第十五条 本契約に関する紛争については、賃借人の居住地の裁判所を第一審の専断裁判所とすることに各当事者は合意しました。
- 第十六条 (特約事項)

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書 二 通を作成し、各自署名押印のうえ、各一通を所持します。

平成三十二年 月 日

賃借人 現住所 [redacted] 氏名 [redacted]

賃借人 現住所 埼玉県川越市宮中町南久保四八の二 氏名 山根 文子

連帯保証人 現住所 [redacted] 氏名 [redacted]

整理番号 15

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	R2年4月30日	支出額	10,998 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務員用 駐車場 (5月分)
-----	----------------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部		
口座名義: 町田皇介			
$12,220 \times 0.9 = 10,998$			
02-04-30	.送金	*12,000	IB トラタ 川村
02-04-30	.手数料	*220	
③ 事務員用 駐車場代として ※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。			

パーキング 駐車場賃貸契約書

貸主 村田 春 雄 上尾市宮本町7番15号 電話(771)2311番 と借主 町田 皇 介 とは、

次の通り、駐車場賃貸契約を締結します。

1	場 所	上尾市 宮本町 8-8					
2	駐車場 区 画	[黒塗り]番					
3	車 両	車名	登録 番号	特 約	登録車両以外 無断駐車厳禁 (日産エクストレル赤)		
		フォジョー ステーション ワゴン青	[黒塗り]				
4	賃 料	1 ヶ 月	支 払 方 法	特 約	2ヶ月分滞納の 時は無催告解除		
		12,000円					
5	期 間	自 2019年 10月 9日	特 約	期間後は賃料支払により1ヵ月 ごとの自動更新とする			
		至 2020年 10月 8日					
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたとき 車両相互間当事者負担		賃借人損害負担 施設内賃貸人賠償義務なし			
7	権利譲渡 禁 止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止		特 約	違反のときは 無催告解除		
8	解 約	賃貸人 米/ヶ月前予告 解約可能		賃借人 米/ヶ月前予告 解約可能			
9	保証金	金 12,000円也 契約終了時明渡完了と同時に諸費用控除返還					
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。					

契約日	2019年 10月 9日		
貸主	住所 (所在地)	村 田 春 雄	
	氏名 (名称)	上尾市宮本町7番15号	
	電話番号	電話(771)2311番	
借主	住所 (所在地)	町 田 皇 介	
	氏名 (名称)	〒362-0036 埼玉県上尾市宮本町10-26	
	電話番号	048-729-6272 佐藤ビル1-02	

整理番号	16
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	R2年4月30日	支出額	9,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所来客用駐車場 (5月分)
-----	-----------------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部
口座名義: 町田皇介	
$10,000 \times 0.9 = 9,000$	
02-04-30 送金	*10,000 IB XXXXXXXXXX
<p>③ 事務所来客用駐車場代として</p> <p>※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。</p> <p>※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。</p>	

駐車場使用契約書

貸主 [] (以下甲という) と借主 町田 皇介 (以下乙という) との間において、
左のとおり駐車場の使用に関し一時的短期賃貸借契約を締結する。

第一条

甲は乙に対し、乙所有の後記ナンバーの自動車、後記土地に駐車することを認める。

第二条

乙は左のとおり使用料金を支払う。

- ① 月額使用料金 金 一 万 円 也。(一台あたり) 一 台、計 一 万 円 也。
- ② 支払期 当月分を前月末日まで。
- ③ 支払場所 甲の事務所に持参の上支払う。

第三条

本駐車場は露天であり、かつ入口に門扉等を設置しないため、甲は乙の自動車につき駐車中の盗難、損傷、滅失等、いかなる事故が発生しても、甲は一切その責を負担しない。

第四条

乙の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車が無断もしくは違反駐車した為、乙の使用が妨げられた場合においても、甲は乙に対して何等の補償、損害賠償等の義務を負担しない。前項のごときトラブルについては乙においてまず解決に努力するものとし、それが不可能の場合には、甲乙協力して他の自動車等を排除する。

第五条

乙の使用する期間は、令和二年七月一日から令和二年六月二十日までとし、その後は自動更新とする。

第六条

乙は駐車にあたって次の事項を守らなければならない。

- ① 駐車場への出入を静かにし、特に早朝夜間においては騒音を発生させないように注意するものとする。
- ② 無用の長時間排気ガスを放散させないものとする。
- ③ 駐車場内に物を廃棄しないこと。
- ④ 他の車の駐車位置を侵さないこと。
- ⑤ 隣地に対して排気筒を向けないこと。

第七条

乙において左の事由が生じたときは甲は催告を要せず本契約を解除することができる。この場合乙は直ちに駐車場の使用を止めなければならない。

- ① 駐車場使用料金の支払いを一カ月分たりとも怠ったとき。
- ② 乙が手形または小切手を一回でも不渡としたとき。
- ③ 近隣もしくは他のものに迷惑となるような行為のあったとき。
- ④ 他の自動車を駐車させたとき。
- ⑤ その他本契約に違反したとき。

第八条

乙において第五条の契約期限後も駐車場を希望するときは、あらかじめ駐車料金金額を定め、本契約と同一の書式において契約書に調印したときに、はじめて駐車場使用の権利を得るものとする。前項に関しては、書面によらざる合意はすべて無効とする。

第九条

甲は乙に対し契約期間中であっても乙の駐車位置を変更することができるものとし、乙はこれを拒否することはできない。

第十条

甲は事業の変更、建築等の為、乙に催告なく駐車場事業を中断又は廃止し即時契約解除できる。

第十一条

本契約の期間満了後、あるいは契約期間中における本契約解除の後においても、尚且つ乙が駐車場の使用を継続するときは、乙は甲に対して損害賠償として、従前の駐車料金額の二倍に相当する金員を支払うものとする。

第十二条

左のとおり契約が成立したので、本証書二通を作成し、甲乙各一通を保有する。

令和 二 年 6 月 20 日

貸主 (甲)

住所

氏名

電話

借主 (乙)

住所

氏名

電話

[] (印)
[] (印)
上尾市宮本三六二二
町田 皇介

埼玉県知事(3)第21590号
株式会社 マハロ
埼玉県上尾市宮本町
TEL 048-778-1750 FAX 048-

駐車すべき車の表示

【車両名】

【塗色】

【ナンバー】

計 台

駐車すべき場所の表示

上尾市宮本町948番1、2の一部に所在する都築駐車場のうち番号 ([]) と表示した箇所

整理番号 2

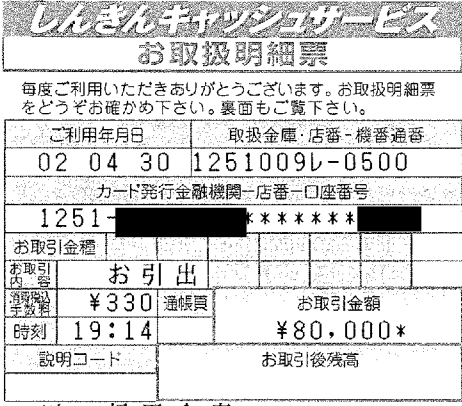
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 7:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	2年4月30日	支出額	72,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所家賃 5月分
-----	-----------

領収書等貼付欄




お取扱明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取扱明細票をどうぞお確かめ下さい。裏面もご覧下さい。

ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番
02 04 30	1251009レ-0500
カード発行金融機関-店番-口座番号	
1251-*****	
お取引金額	
お取引内容	お引出
お取引手数料	¥330 通帳具
時刻	19:14
お取引金額	¥80,000*
説明コード	お取引後残高

お受取人 川口信用金庫
本町東支店
普通 0000942379
か)アイテール様

ご依頼人 サイトマシニングフォーラムカワクマシフ
様

印紙税申告納

 税務署承認済

◎ 川口信用金庫 C-10-1

※ 領収書は重
※ 領収書を貼
(別紙には

③ 事務所家賃 5月分

⑤ 埼玉民主フォーラム 川口支部

按分の積算方法 80,000 円 × 0.9 = 72,000

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用建物賃貸借契約書

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	朝日二丁目事務所() (郵)		棟	階	号室
所在地	住居表示 川口市朝日二丁目17番7				
用途	登記簿 川口市朝日二丁目17番7				
種類	事務所 □ 店舗 □ 倉庫 □				
構造	□ マンション □ ビル □ 戸建 □ アパート □ 戸建の一部				
床面積	木造瓦葺給排水設備2階建				
建築時期	昭和 51 年 8 月新築 (大規模修繕を) □ 不詳				
附属施設	なし				

(2) 事業内容

業務活動用事務所

(3) 契約期間

始期	2019 年 6 月 1 日 から	3 年 11 ヶ月間	目的物件の引渡しの日
終期	2023 年 4 月 30 日 まで		2019 年 6 月 1 日

(4) 賃料等

賃料・共益費(管理費)	内訳等	
賃料	月額 75,000 円 (内消費税等 5,556 円)	
共益費(管理費)	月額 5,000 円 (内消費税等 370 円)	
賃料・共益費(管理費)の支払期限	□ 当月分を □ 翌月分を □ 翌月分を 毎月 末 日までに	
敷金	円	賃料の ヶ月相当分
保証金	円	その他一時金
附属施設使用料	円	火災保険料
敷引金・保証金償却規定		
その他		
賃料等の支払方法	振込 □ □ 口座振替 □ 持参 □	
貸与する額と本数	振込先金融機関名	預金
	口座番号	口座名義人
	振込手数料負担者	借主 □ 貸主 □ 持参先
	電話番号①	本 電話番号②
		本 電話番号③

(5) 貸主および管理業者

氏名	株式会社 アイデアール	電話番号	048 (299) 8955
住所	川口市坂下町一丁目14番24号 鳩ヶ谷ヤマト第一ビル201		
管理業者	商号または名称 株式会社 アイデアール	電話番号	48 (299) 8955
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	所在地 川口市坂下町一丁目14番24号 鳩ヶ谷ヤマト第一ビル201	第	号
管理担当者	氏名		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	氏名	
	住所	

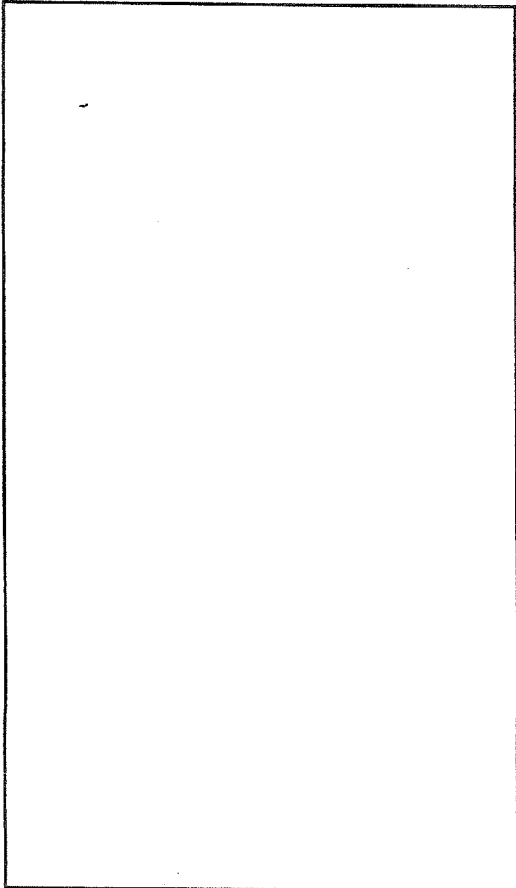
(6) 借主および緊急連絡先

借主氏名					
緊急連絡先	氏名		借主との関係		歳
	住所				
	勤務先		電話	()	
	携帯	()	電話	()	

(7) 更新に関する事項

更新料の有無	<input type="checkbox"/> 上記(3)契約期間満了後、本契約が合意更新された場合には、借主は貸主に対し更新料として新賃料の ヶ月分を支払います <input type="checkbox"/> 上記(3)契約期間満了後、本契約が合意または法定更新された場合といえども更新料は発生しません	
--------	---	--

特約条項 (第24条までの規定以外に付与する特約条項)



下記貸主と借主は、本物件について本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主
署(記)名押印の上、貸主および借主が各1通を保有する。

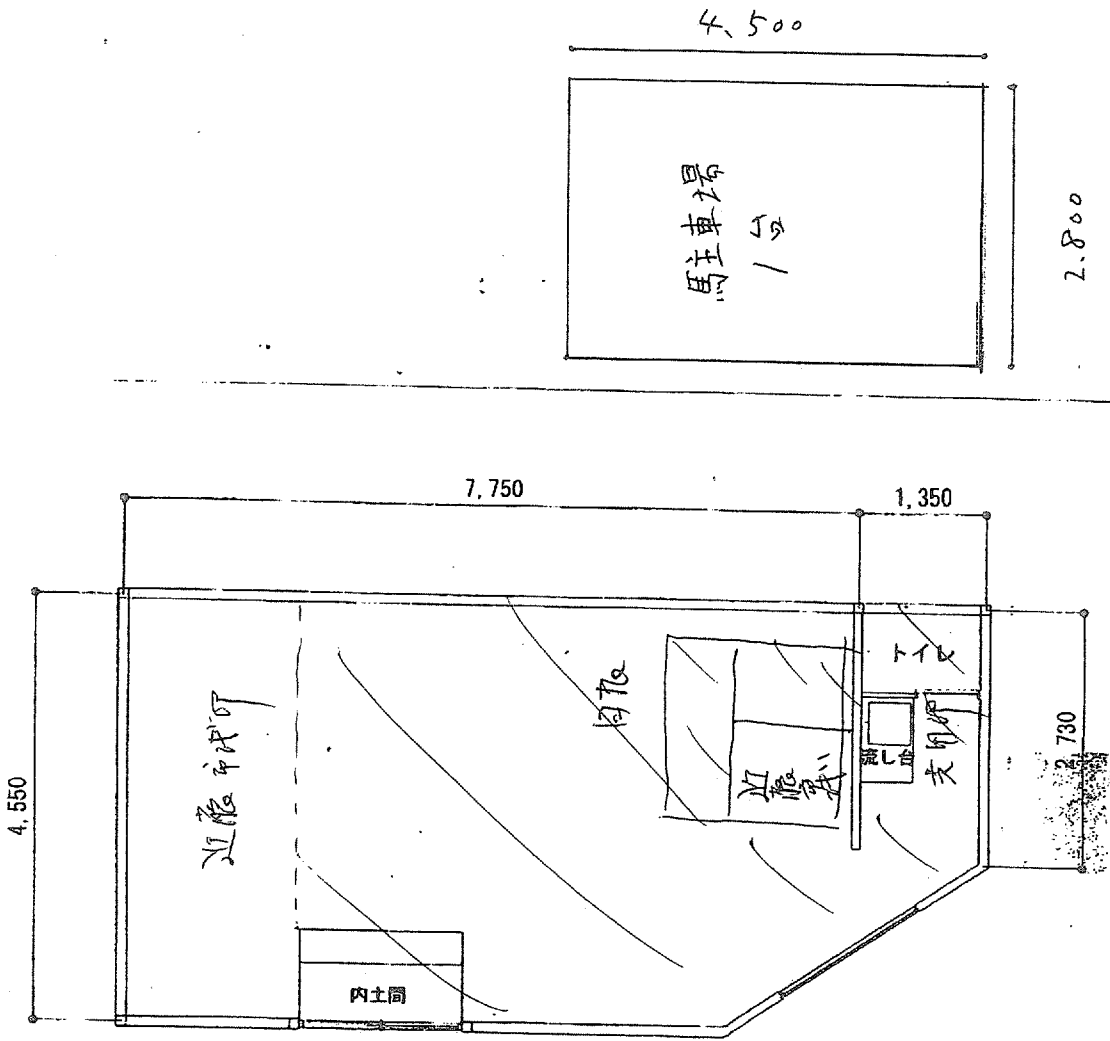
2019年5月29日

〒334-0003 埼玉県川口市坂下町1-14-24
為ヶ谷ヤマビル201

貸主 住所 株式会社アイデアル
氏名 代表取締役 佐野 寛 氏 ()

借主 住所 埼玉県川口市坂下町1-14-24 為ヶ谷ヤマビル201
氏名 佐野 寛 氏 電話番号 [Redacted]

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)
取引態様 媒介・ 代理 取引態様 媒介・ 代理 号
免許証番号 埼玉県知事(1)第 23268 号 免許証番号 第 号
事務所所在地 埼玉県川口市坂下町1-14-24 為ヶ谷ヤマビル201 事務所所在地 号
商号 株式会社 アイデアル 号 者等 ④
代表者等 佐野 寛 氏 氏名 代表者等 第 号
登録番号 [Redacted] 登録番号 第 号 ④
宅地建物取引士 [Redacted] 宅地建物取引士 第 号 ④



6

整理番号 14

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2012年4月30日	支出額	90,099 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

100,110 × 90%

使 途	事務所賃借料 (5月分)
-----	--------------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部
---------	---------------------

ご利用のATM利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
10403	02-04-30	11:21
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥100,000	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引(現金)内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		生体認証 (優) (良) (可)
お振込の額またはお振込内		電信

お受取人
サイタマリツナ
ムツクラワ
普通 1438189
1)ハックアツツ様
登録番号 0002
キムライイサ様

電話番号 [REDACTED]
取扱番号 300002

⑦事務所賃借料
(5月分)

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

3-1(1) 事業用賃貸借契約書(事務所)

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 有限会社バックアップ(以下「甲」という。)と借主 木村勇夫(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	ハイツアウル		1階101号室	
	所 在 地	(住居表示) さいたま市南区白幡6-12-1			
		(登記簿) さいたま市南区白幡六丁目1294番地12			
	構 造	木造/亜鉛メッキ鋼板葺/2階建/全4戸			
	種 類	店舗・事務所	新築年月	昭和57年11月	
面 積	33.81㎡				
附 属 施 設					

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2019年7月1日 から 2021年6月30日まで(2年間)	
目的物件の引渡し時期	平成29年7月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 98,000円 (内消費税等 7,259円)	管理・共益費	月額 2,000円 (内消費税等 148円)	家財保険料	16,800円
敷 金	196,000円 (賃料2ヶ月)	礼金	196,000円 (内消費税等 14,158円)	附属施設料	月額 円 (内消費税等 円)
保証金	円 (賃料 ヶ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵No.	[Redacted]			
	本 数	本	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで			
賃料等の支払方法	振 込	[Redacted] No. [Redacted]			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委 託 会 社 名			

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年6月30日

甲・貸主	氏名 有限会社バックアップ	TEL: 048-839-8806
	住所 さいたま市南区文蔵4-29-13	
乙・借主	氏名 木村 真夫	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 15

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 ⑧:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
	19,110 × 90%

支出年月日	2年4月30日	支出額	17,199 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所馬場代 (5月分)
-----	--------------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部
---------	---------------------

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		
取扱店	お取引日	時刻
10403	02-04-30	11:20
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥19,000	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引額内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		生体認証 (優) (良)
お振込の届書は付添い済み		電信
お受取人	サイタマリソ ムサツクラフ 普通 4729003 1) サイキョウホーム様 登録番号 0007 キムラ イサオ様	
ご依頼人	電話番号	取扱番号
		300022

印紙税申告納
封入済済済
税務署承認済

③事務所馬場代 (5月分)

*印紙税を賦付しない場合は*印で消してあります。 →

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

賃貸借更新契約書

物件名: 白幡6丁目パーク

No.

所在地: 埼玉県さいたま市南区白幡6-12-13

契約者名: 木村 勇夫 様

貸主及び借主は 2018年01月18日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを双方合意した。

- 1. 期 間 2020年01月18日より 2021年01月17日 までとする。
- 2. 敷 金 円
- 3. 賃 料 月額 総額 9,500 円 (本体 9,500 円 消費税 0 円)
- 4. 口座振替代 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
- 5. 共 益 費 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
- 6. 付属施設料 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
- 7. 看 板 料 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
- 8. 特 記 事 項 [更新事務手数料] 8,500円+消費税
その他事項は原賃貸借契約書の内容をそのまま継承する。

令和元年12月10日

貸 主 住所:

氏名:

借 主 住所:

氏名: 木村 勇夫 TEL:

勤務先住所: 埼玉県浦和区高砂 2-15-1

勤務先名: 埼玉栄庁 勤務先TEL: 048-824-2111

緊急連絡先 住所:

氏名: TEL:

住所:

氏名: TEL:

仲介業者 免許番号: 埼玉県知事 (9) 第12149号

住所: 埼玉県さいたま市南区白幡3-12-15

会社名: 有限会社埼玉ホーム

代表者: 里中 宗一郎

宅地建物取引士: 登録番号:

更新契約書

物件名: 白幡6丁目パーク [REDACTED] No. [REDACTED]

所在地: 埼玉県さいたま市南区白幡6-12-13

契約者名: 木村 勇夫 様

貸主及び借主は 2018年09月01日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを双方合意した。

- 1. 期 間 2019年09月01日 より 2020年08月31日 までとする。
- 2. 敷 金 円
- 3. 賃 料 月額 総額 8,500 円 (本体 8,500 円 消費税 0 円)
- 4. 口座振替代 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
- 5. 共 益 費 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
- 6. 付属施設料 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
- 7. 看 板 料 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
- 8. 特 記 事 項 その他事項は原賃貸借契約書の内容をそのまま継承する。
[更新事務手数料]8,500円+消費税

2019年7月9日

貸 主 住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

借 主 住所: [REDACTED]

氏名: 木村 勇夫 TEL: [REDACTED]

勤務先住所: 埼玉県浦和市高砂3-15-1

勤務先名: 埼玉県庁 勤務先TEL: 028-824-2111

緊急連絡先 住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED] 続柄 TEL: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED] 続柄 TEL: [REDACTED]

仲介業者 免許番号: 埼玉県知事 (9) 第12149号

住所: 埼玉県さいたま市南区白幡3-12-15

会社名: 有限会社埼京ホーム

代表者: 里中 宗一郎

宅地建物取引士: [REDACTED] 登録番号: [REDACTED]

2019年8月1日

ご契約者様 各位

駐車場賃料の改定について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引立てを賜り、誠に有難うございます。

さて、ご利用頂いております下記駐車場ですが、度々の固定資産税増加に伴い、2019年10月分（9月末お支払い分）より駐車場の賃料を改定させていただく事となりました。

突然のお知らせで申し訳ございませんが何卒ご理解頂けますようお願い申し上げます。


記

- 1. 物件名 白幡6丁目パーク
- 2. 賃料改定時期 2019年10月分（9月末お支払い分）より
- 3. 改定賃料 旧賃料1台あたり8,500円→新賃料9,500円
- 4. 特記事項 更新料の変更はございません。

ご質問・ご不明な点などございましたら担当までご連絡下さい。

敬 具

貸主 
 

管理会社 さいたま市南区白幡3-12-15
有限会社埼京ホーム
TEL:048-861-5331 FAX:048-861-5332
担当: 

整理番号	1
------	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	2020年 5 月 7 日	支出額	100,100×0.9 90,090 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	5月分事務所家賃
-----	----------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷支部

③ 6月分事務所家賃

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
02-05-0703265		通帳電信振替
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N134	*100,000	
	残高	
	*	
振替先	()	
受取人名:		
料金	*100円	
依頼人名:	ヤマモト マサノ	
スマホ決済アプリ ゆうちよPay 口座の残高確認も 可能です!		

ご利用いただきましてありがとうございました。
ゆうちよ銀行

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事務所賃貸借契約書

賃貸人■■■■(以下、「甲」という)と賃借人埼玉民主フォーラム越谷支部(以下、「乙」という)は、次のとおり、事務所の用に供する建物賃貸借契約(以下、「本契約」という)を締結する。

第1条【賃貸借物件】

甲はその所有する次の物件(以下「本件物件」)を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

建物の表示 名称 K-1stビル
所在地 越谷市瓦曾根1-20-6
床面積 65㎡(3階部分)

第2条【使用目的】

1. 乙は、本件建物を事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする。
2. 乙は、本件建物を現状のまま使用するものとし、事前に甲の書面による許可を得た場合を除き、本件建物に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。
3. 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件建物を原状に復しなければならない。

第3条【契約期間】

契約期間は、令和元年5月1日から令和3年4月30日までの2年間とし、期間満了の2か月前迄に甲乙いずれかの通知がない限り、2年間自動延長するものとする。

第4条【賃料】

賃料は一カ月金10万円とする。

第5条【賃料の改訂】

甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物賃料の変動により賃料が不相当となったときは、賃料の増減を請求することができる。

第6条【諸経費】

乙は、第4条の賃料の他に、本件建物の使用に際して発生する諸経費を自己の負担で支払わなければならない。

第7条【禁止条項】

乙は、本件建物を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡もしくは本件建物を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

第8条【修繕費の負担】

1. 甲は、本件建物の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。
2. 乙は、建具、造作、給排水設備、照明器具、壁等、日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。
3. 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第9条【契約の解除】

甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを3か月以上怠ったとき
2. 第7条に違反したとき
3. その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

第10条【明渡し】

1. 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件建物を原状に復した上で甲に明け渡す。
2. 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料、その他これに類するいかなる金銭も請求しない。

第11条【損害賠償】

乙は、乙の従業員・取引先、その他乙の営業活動に関して本件建物に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

第12条【解約申入れ】

乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその2か月前までに甲に対してその通知を行うものとする。ただし、乙が賃料の2か月分を即時に支払うときは、即時に本契約を解除することができる。

以上、本契約の成立を証するため、本契約書二通を作成し、甲乙記名捺印の上、各一通を保有する。

令和元年 5月 1日

貸主(甲)

住所

[Redacted]

氏名

[Redacted]



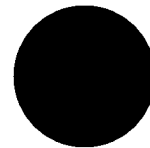
借主(乙)

住所

[Redacted]

氏名

山本正乃



整理番号 37

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2年5月7日	支出額	7,900×0.9 7,110 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	政務活動事務所 駐車場代 (5月分)
-----	--------------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市浦和区支部

支払先:大栄不動産
口座名義:浅野目義英

15 02-05-07 振替 駐車場 *7,900 RK.タ"イイフ"ウ

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場一時使用契約書

大栄不動産株式会社（以下甲という）と ^{埼玉県議会} _{民主党所属の会}（以下乙という）とは、次のとおり「駐車場一時使用契約」（以下本契約という）を締結する。

（使用目的・駐車場所）

- 第1条 甲は乙が車両の駐車を目的として、甲指定の駐車区画を使用することを承諾し、乙は本契約の各条項、及び別紙「駐車場使用規定」を遵守することを約した。
- (2) 乙の車両が駐車する場所、位置、は下記のとおりとする。
但し、甲は甲の都合により、乙に事前に通知することにより駐車位置の変更ができるものとする。
 - (3) 乙は本契約による駐車場を使用する権利を第三者に譲渡・転貸することはできない。
又、車両を変更する場合は甲に届け出るものとする。

記

駐 車 場 所 在 地 埼玉県さいたま市浦和区大東1丁目685-5

駐 車 場 名 大東1丁目大栄駐車場

車 名 ・ 番 号

駐 車 位 置 No XXXXXXXXXX

（契約期間）

第2条 駐車場の使用期間は 平成24年（2012年）5月1日より平成24年（2012年）6月末日までとする。

但し、期間満了1ヶ月前までに甲又は乙から何等の申し出の無い場合は、引き続き1ヶ月間期間を継続されたものとし、それ以後も同様とする。

（使用料等）

第3条 駐車場使用料は1台当たり月額 ¥7,000- 円也とし、乙は毎月5日までに消費税金 ¥350- 円也を加算した金額、金 ¥7,350- 円也の契約台数 1 台分、合計金 ¥7,350- 円也を、当月分として乙の取引銀行口座より自動振替により支払うものとする。

- (2) 引落手数料ならびに振込手数料は乙の負担とする。
- (3) 契約開始日が月の途中の場合の使用料は当該月日数の日割り計算とする。
- (4) 乙が「自動車保管場所使用承諾証明書」を甲に要請する場合には、乙は当該証明書発行の都度、甲に手数料を支払うものとする。

（保管責任）

第4条 乙が本契約により駐車する車両の保管責任は全て乙が負い、天変地異による損害、及び駐車場内における盗難、損傷等、いかなる事故が発生しても甲は何等の責を負わない。

（損害賠償）

第5条 乙又は乙の関係者が、故意又は重大な過失により甲の施設又は他の車両を毀損し、あるいは甲又は第三者に損害を与えた場合は乙はその責めを負い損害を賠償する。

（解約）

- 第6条 甲・乙ともに契約期間中といえども1ヶ月前の予告により本契約を解約することができる。但し、甲の予告による解約の場合は、予告期間満了と同時に本契約は終了する。
- (2) 乙の予告による解約の場合は、解約日は申し出た日の翌月の月末日とし、月の途中での解約はできないものとする。

(契約の解除)

第7条 乙が次の条項の一に該当するときは、甲は乙に対し何等の催告を要せず直ちに本契約を解除できる。この場合、前納した駐車場使用料は返還しない。

- (1) 駐車場使用料の支払いを1回でも怠ったとき。
- (2) 本契約の各条項、及び別紙「駐車場使用規定」に従わなかったとき。
- (3) 解散、破産、民事再生、会社整理、会社更生の申し立てがあったとき。
- (4) 第8条の確約に反する事実が判明したとき、若しくは、契約締結後に自らまたは役員が反社会的勢力に該当したとき。
- (5) 乙が第9条に掲げる行為を行った場合。

(反社会的勢力の排除)

第8条 甲及び乙は、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らまたは自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下、総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約の締結をするものではないこと。
- (3) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対し脅迫的な言動または暴力を用いる行為。
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。

(禁止又は制限される行為)

第9条 乙は、駐車場の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 駐車場において反社会的勢力の利用の用に供すること。
- (2) 駐車場または駐車場の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、甲、他の駐車場賃借人、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること。
- (3) 駐車場を反社会的勢力に占有させ、または本駐車場に反復継続して反社会的勢力を出入させること。

(車両の搬出)

第10条 期間満了又は第6条、第7条により本契約が終了したときは、乙は直ちに車両を駐車場外に搬出しなければならない。

乙がこれを行わないときは、甲は乙の負担で搬出の処置をするものとし、乙は何等異議のないことを予め承諾した。

(協議)

第11条 本契約条項に疑義が生じた場合、並びに各条項に定めない事項は甲・乙誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約は、甲による本契約書発送時を契約締結日とし成立する。

尚、上記契約の成立を証するため本契約書2通を作成し、各自記名捺印の上甲・乙各1通を保有する。

平成24年(2012年)3月29日

甲 埼玉県さいたま市浦和区仲町1丁目4番10号

大栄不動産株式会社

パーキング事業部長 柿沼 章

乙 住所 埼玉県さいたま市浦和区大東一丁目11番1号 501

氏名

埼玉県議会民主党無所属の会
柿沼 義英

個人情報のお取扱いについて

当社は、個人情報保護に関する法令と社会秩序を尊重、遵守し、個人情報の適正な取り扱いと保護に努めます。個人情報の利用目的としては、月極駐車場・その他駐車場事業に関する契約・事務及び連絡等に使用するものとし、お客様の個人情報につきましては、個人情報保護法によって例外的に認められる場合を除き、第三者には提供いたしません。

当社の個人情報の取り扱いに関するお問い合わせは以下の窓口へご連絡下さい。

大栄不動産株式会社(個人情報保護担当)

TEL・03-3244-0625(平日・9:00~17:00)

〒330-0043

埼玉県さいたま市浦和区大東 1-1
1-1-501

2019年8月吉日

埼玉県議会民主党・無所属の会 浅 様
野目義英

契約番号 XXXXXXXXXX

埼玉県さいたま市浦和区常盤9丁目20番3号
大栄不動産株式会社
パーキング事業部
048-824-7684

消費税法等改正に伴う駐車場料金変更のご案内

拝啓

時下、ますますのご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は弊社駐車場をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり消費税法等の改正に伴い消費税税率が2019年10月1日より、現行の8%から10%へ変更の予定となっております。

つきましては締結済みの契約に基づき、駐車料金を下記の通り変更いたします。

なお、消費税法等の改正が施行されなかった場合には、現行の駐車料金にて引落をさせて頂きます。何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 駐車場名	大東1丁目大栄駐車場	1台
2. 現行駐車料金(月額)	税抜金額	金 7,000円
	消費税	金 560円(8%相当額)
	引落手数料	金 200円(税込)
	月額合計	金 7,760円
新駐車料金(月額)	税抜金額	金 7,000円
	消費税	金 700円(10%相当額)
	引落手数料	金 200円(税込)
	月額合計	金 7,900円
3. 変更月	2019年10月分(2019年10月7日引落予定)より	

以上

※2019年7月末日のデータで作成しております。
その後の変更があった場合はご了承ください。

◎預金口座振替制度について

- ①お客様の預金口座より毎月5日（休日の場合は翌営業日）に自動引落になります。
- ②振替手数料（200円）はお客様のご負担です。
- ③引落は当日限りです。後日の再引落はできません。
事前に残高のご確認をお願いします。
- ④お客様の預金口座の資金不足により引落ができなかった場合でも集金代行業により口座振替手数料をご負担いただきます。

◎解約について

- ①解約する場合は、解約する月の1ヶ月前までにご連絡ください。
- ②解約は月末です。日割りの解約はできません。

整理番号 4

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	R2年5月11日	支出額	18,018 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所セキュリティ
----	-----------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部
口座名義: 町田皇介	
20,020 × 0.9 = 18,018	
02-05-11 .送金	*19,800 IB タイヨウカンサイ
02-05-11 .手数料	*220
<p>③ 防犯用カメラ・セキュリティサービス代として</p> <p>※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。</p> <p>※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。</p>	

請求明細書

362-0036
上尾市宮本町10-26

太陽管財株式会社
代表取締役 齊藤 敏雄
〒331-0823 埼玉県さいたま市北区日進町3-8
TEL 048-663-6166 FAX 048-663-6728
振込先 武蔵野銀行 宮原西口支店
普通預金 NO.077229

町田 皇介

様

5/11 ¥ 20020

お客様コード	日付	期日	請求番号	伝票枚数	お支払予定日
████████	2020/04/30	末	0488	1	

下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	今回御入金額	調整額	繰越額	今回御買上額	消費税額	今回御請求額
████████	████████	0	0	18,000	1,800	19,800

日付	伝票番号	取引区分	商品名	数量	単価	金額
2020/04/30	355596	掛売上 掛売上	*事務所 機械警備料 *システム機器使用料	1.00式 1.00式	10,000 8,000	10,000 8,000
				(税率10%)	[御買上額] [消費税等] [御入金額]	18,000 1,800 ████████

業務請負契約書

町田皇介（以下「甲」という）と、太陽管財株式会社（以下「乙」という）とは、貴、事務所（以下「当該物件」という）の業務に関し、次のとおり業務請負契約（以下「本契約」という）を締結する。

第 1 条 総則

甲は、当該物件の機械警備に関する業務（以下「業務」という）を次条以下に定めるところにより乙に発注し、乙はこれを請け負う。

(当該物件の範囲)

第 2 条 当該物件の敷地及び建物は次のとおりである。

対象建物名称 埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部
対象建物所在地 埼玉県上尾市宮本町 10-26 佐藤ビル102

(業務の内容)

第 3 条 当該物件の業務対象となる部分及び業務の内容は、別途仕様書による。

(業務費)

第 4 条 甲は「業務費」を乙に対し、次のとおり支払うものとする。

- 一 請負月額 ¥18,000 消費税別途
- 二 支払方法 乙は、月末締め切りをもって甲に請求し、甲は当該月分を翌月末までに支払う。

(本契約の有効期)

第 5 条 本契約の有効期間は令和元年10月9日から令和4年9月30日までとする。

(契約の更新)

第 6 条

本契約の有効期間が満了する日の3ヶ月前までに、甲及び乙よりその相手方に対し、本契約の更新について内容変更等の意思表示の申し出が無いときは、本契約は従前と同一の条件を持って更に1年更新されるものとする。更新された契約についても又同様とする。

2 本契約の更新について内容変更等の意思表示があった場合において、その有効

期間が満了する日までに更新に関する協議が整わないときは、甲及び乙は、別に暫定特約を締結することが出来る。

(契約の終了)

第 7 条 甲及び乙は、本契約の有効期間が満了する日をもって本契約を終了しようとするときは本契約の終了日の3ヶ月前までに、甲及び乙よりその相手方に対し、書面を持って申し出るものとする。

(契約の解除)

第 8 条 甲及び乙は、本契約の有効期間満了前に本契約を解除しようとするときは、本契約の解除日の3ヶ月前までに甲及び乙よりその相手方に対し、書面を持って申し出るものとする。

2 甲及び乙は、その相手方が本契約に定められた義務の履行を怠った場合は、相対の期間を定めてその履行を催告し、相手方が当該期間内にその義務を履行しないときは、本契約を解除することが出来る。

(第三者への再委託)

第 9 条 乙は、甲の承認を得て、第3条に定める業務の一部を第三者に再委託することが出来る。

2 乙が、委託業務を第三者に再委託した場合において、乙は再委託した業務の適正な処理について、甲に対し責任を負う。

(専用使用部分への立入り)

第 10 条 乙は、管理業務を行うため必要があるときは、当該物件の専用使用部分に立ち入ることが出来る。

2 前項の場合において、乙は、あらかじめその旨を当該物件の専用使用部分の占有者に通知し、その承諾を得なければならない。

但し、防災等のため緊急を要するときは、この限りではない。

(管理施設等の無償使用)

第 11 条 乙は、管理業務を行うために必要な管理用倉庫、器具、備品等（以下「管理施設等」という）を無償で使用することができる。

2 甲は、乙が委託業務を行うため管理施設等を使用することにより生ずる費用（電気及び用水）を負担するものとする。

(従業員)

第12条 乙の従業員は、作業中の了承を得た服装及び名札を着用して、乙の従業員であることを明瞭にするものとする。

(乙の使用責任)

第13条 乙は、乙の従業員がその業務の遂行に関し、甲又は当該物件の専用使用部分の占有者に対し使用者としての責任を負う。

(免責事項)

第14条 乙は、甲又は当該物件の専用使用部分の占有者が次の各号に掲げる損害を受けたときは、その損害を賠償する責任を負わないものとする。

- (1) 天災地変等不可抗力による損害
- (2) 火災もしくは盗難による損害
- (3) 前各号に定めるもののほか、乙の責任に帰することが出来ない事由による損害

(精算)

第15条 契約期間内に何らかの都合により、途中で契約を解除するときは、甲乙誠意をもって残金を精算するものとする。

(契約外事項)

第16条 本契約に定めのない事項で必要なものについては甲及び乙は、誠意を持って協議するものとする。

(機密の保持)

第17条 乙及び(従事者)は、職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

本契約の証として契約書を二通作成し、甲及び乙が記名捺印した上、それぞれが一通ずつ保有するものとする。

令和元年10月1日

甲

〒382-0036 埼玉県上尾市吉本町10-26
佐藤ビル102

埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部

町田 皇介

乙

埼玉県さいたま市北区日進町3丁目8番地

太閤管財株式会社

代表取締役 齊藤敏

整理番号	10
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2年5月25日	支出額	132,000 円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所家賃 (6月分)		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部
---------	------------------------

振込受付明細は、別紙添付

165,000 × 80%

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用建物賃貸借契約書

貸主 有限会社川人工務店 (以下「甲」という)

借主 高本真理 (以下「乙」という)

本契約の締結を証する為本書2通を作成し、甲乙はこれに署名捺印したあと甲乙各1通を保有する。

平成 2 月 28 日

賃貸人 (甲) 住所

氏名

TEL

賃借人 (乙) 住所

氏名

TEL

下記の条項に従って賃貸借契約をする。

賃貸借の目的物の表示等	名称	K・Kビル 101号室
	所在地	埼玉県さいたま市北区宮原町2-16-18
	種類	事務所
	構造・規模	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根 参階建
	契約面積	1階 101号室 約28.38㎡ (約8.6坪)
	使用目的	事務所
	敷金	210,000円 (内税)
	賃料	月額 金162,000円 (内税12,000円)
	共益費	なし
	更新料	新賃料の1ヶ月
	契約期間	平成30年3月1日～平成33年2月28日
	解約予告期間	甲 6ヶ月前 乙 3ヶ月前
	賃料等の支払方法	振込先 口座番号 名義人
	支払期限	翌月分を毎月25日までに支払う。
特約事項	なし	

増収により、賃料の3割増収が
実現いたしました。(2020.10月分～)
④ 150,000円 + ⑤ 15,000円


埼玉りそな銀行 マイゲート
振込**STEP**

1. 出金口座 2. 振込先 3. 金額・ 4. 振込実行 5. 受付確認
 選択 選択 指定日選択

ご利用ありがとうございます。振込しました。
 受付番号は20052500002です。

**振込 受付明細**[印刷する](#)

受付番号 20052500002 受付日時 2020年05月25日 13:45

出金口座 ■■■支店 ■■■

振込依頼人名 サイタミンジヨウラム カギ マリ

振込先口座 埼玉りそな銀行 大宮支店 普通 5144885

受取人名 1)カヒトウムテン

メモ欄 事務所家賃



振込金額 165,000円

振込手数料 0円

引落合計金額 165,000円

振込指定日 05月25日

ご注意

お受取人様の口座状態によっては即時入金できない場合があります。

入金内容がご希望と異なる場合、お取引店にて組戻の手続が必要となり、お手続きには手数料がかかります。

また、組戻手続の際、誤って入金になったお客さまとの間で協議していただくことがあります。

整理番号	11
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	2年5月25日	支出額	17,600 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所駐車場代 (6月分)		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部
---------	---------------------

振込受付明細は、別紙添付

22,000 × 80%

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。


埼玉りそな銀行 マイゲート
振込**STEP**

1. 出金口座 2. 振込先 3. 金額・ 4. 振込実行 5. 受付確認
 選択 選択 指定日選択

ご利用ありがとうございます。振込しました。
 受付番号は20052500004です。

 振込 受付明細
[印刷する](#)

受付番号 20052500004 受付日時 2020年05月25日 13:50

出金口座  支店 

振込依頼人名 サイタマミンソウラム カギ マリ

振込先口座 

受取人名 

メモ欄

 振込金額 22,000円

振込手数料 0円

引落合計金額 22,000円

振込指定日 05月25日

ご注意

お受取人様の口座状態によっては即時入金できない場合があります。

入金内容がご希望と異なる場合、お取引店にて組戻の手続が必要となり、お手続きには手数料がかかります。

また、組戻手続の際、誤って入金になったお客さまとの間で協議していただくことがあります。

駐車場賃貸借契約書

車種 マツダ プレマシー 色 濃紫 ナンバー

駐車場名	まつばら駐車場	賃料	1ヶ月	10,800円
所在地	埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目16-4	番号	番号	番

(特約事項)

1. 補充条項として、本契約各条項に記載のない事項又は、本契約の各条項の解釈に疑問がある場合甲、乙協議の上で満に解決するものとする。
2. 賃料振込先: [REDACTED]
3. 賃料は、毎月末日までに上記口座へ入金する事。

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という)と

借主 立憲・国民・無所属の会 さいたま市北区支部 高木まり (以下「乙」という)とは、上記に表示する駐車場について本契約書に基づいて賃貸借契約を締結する。

第1条 (契約期間)
 契約期間は 2019年 4月 1日から2021年 3月31日の二年間とする。
 但し、期間満了の際は、当事者協議の上、更新又は延長することが出来る。

第2条 (賃借料等)
 乙は賃借料を毎月末日までに、翌月分を支払うものとする。
 但し、公租公課の増減又は近隣の賃借料に比較して賃借料の増減の必要が生じたときは、甲乙協議の上増減出来るものとする。

第3条 (解約)
 契約期間中の解約については、甲・乙ともに1ヶ月前までの申し出により本契約を解約することが出来る。賃借料は前払いにつき1ヶ月分を支払うものとする。

第4条 (危険負担)
 本駐車場内で起きた事故等 (盗難、接触、火災等) に関わる車の事故損害について甲は一切の賠償責任を負わないものとする。
 第5条 (注意義務)

乙は本駐車場を使用するにあたり、善良なる管理者の注意を持って使用し駐車場の目的以外には使用しないこと、又賃借権の譲渡及び転貸は行わないこと。消防法、その他の法令等により危険物としてみなされる物を場内に持ち込まないこと。

又、本駐車場内において、空ぶかし、喧嘩等近隣に迷惑となる行為は行わないこと。
 第6条 (更新等)

本契約満了の際、管理者より通知があった場合は、速やかに更新手続きを行うものとする。その際、新賃料の0.5ヶ月+消費税を更新事務手数料として管理者へ支払うものとする。

第7条 (契約の解除)
 乙が次の事項に該当する時は、甲は何等の催告をなさずしてこの契約を解除する事が出来る。
 1. 賃料を2ヶ月以上滞納したとき。

2019年 3月 29日

賃貸人 (甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 印

電話番号 [REDACTED]

賃借人 (乙) 住所 さいたま市北区宮原町2-16-18

氏名 立憲・国民・無所属の会 さいたま市北区支部 高木 まり

電話番号 048-654-2569

仲介業者 社団法人 埼玉県宅地建物取引業会会員 埼玉県知事 (5) 第18067号

住所 埼玉県さいたま市北区宮原町3丁目284号

商号 株式会社 ハウジングネット

代表者 山田 剛

電話 TEL048-652-3300

取引主任士 登録番号 [REDACTED] 号 氏名 [REDACTED]

増税により、駐車場の
消費税が変更になりました。
 (10,000円 + 税) 1,000円
 (2020.10月分～)

駐車場賃貸借契約書

駐車場名	まつばら駐車場	賃料	1ヶ月	10,800円
所在地	埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目16-4	番号	番号	番

貸主： [] (以下「甲」という)
 借主： 立憲・国民・無所属の会 さいたま市北区支部 高木まり (以下「乙」という) とは、
 上記に表示する駐車場について本契約書に基づいて賃貸借契約を締結する。

第1条 (契約期間)
 契約期間は 2019年 4月 1日から2021年 3月31日の二年間とする。
 但し、期間満了の際は、当事者協議の上、更新又は延長することが出来る。

第2条 (賃借料等)
 乙は賃借料を毎月末日までに、翌月分を支払うものとする。
 但し、公租公課の増減又は近隣の賃借料に比較して賃借料の増減の必要が生じたときは、
 甲乙協議の上増減出来るものとする。

第3条 (解約)
 契約期間中の解約については、甲・乙ともに1ヶ月前までの申し出により本契約を解約
 することが出来る。賃借料は前払いにつき1ヶ月分を支払うものとする。

第4条 (危険負担)
 本駐車場内で起きた事故等 (盗難、接触、火災等) に関わる車の事故損害について甲は一切
 の賠償責任を負わないものとする。

第5条 (注意義務)
 乙は本駐車場を使用するにあたり、善良なる管理者の注意を持って使用し駐車目的以外に
 は使用しないこと、又貸借権の譲渡及び転貸は行わないこと。消防法、その他の法令等により
 危険物としてみなされる物を場内に持ち込まないこと。

又、本駐車場内において、空ぶかし、喧騒等近隣に迷惑となる行為は行わないこと。
 第6条 (更新等)
 本契約満了の際、管理者より通知があった場合は、速やかに更新手続きを行うものとする。
 その際、新賃料の0.5ヶ月+消費税を更新事務手数料として管理者へ支払うものとする。

第7条 (契約の解除)
 乙が次の事項に該当する時は、甲は何等の催告をなさずしてこの契約を解除する事が出来る。
 1. 賃料を2ヶ月以上滞納したとき。

車種 ホンダ フィット 色 白 ナンバー []

(特約事項)

1. 補充条項として、本契約各条項に記載のない事項又は、本契約の各条項の解釈に疑問がある場合甲、乙協議の上円満に解決するものとする。
2. 賃料振込先： []
3. 賃料は、毎月末日までに上記口座へ入金する事。

以上契約の証として本書式通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各々その巻通を保有する。

2019年 3月 29日

賃貸人 (甲) 住所 []

氏名 [] 印

電話番号 []

賃借人 (乙) 住所 さいたま市北区宮原町2-16-18

氏名 立憲・国民・無所属の会 さいたま市北区支部 高木 まり

電話番号 048-654-2559

仲介業者 社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 埼玉県知事 (5) 第18067号

住所 埼玉県さいたま市北区宮原町3丁目284番地 [] 号

商号 株式会社 ハウジングネット

代表者 山田 剛

電話 TEL 048-652-3300

取引主任士 登録番号 [] 号 氏名 []

増税により、駐車場の
 消費税が変更になりました。
 (旧) 10,000円 + (新) 1,000円
 (2020.10月分～)

整理番号

16

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R2年5月25日	支出額	99,198 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃 6月分
----	-----------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部

口座名義: 町田皇介

$$110,220 \times 0.9 = 99,198$$

② 02-05-25	.送金	*110,000	IB
③ 02-05-25	.手数料	*220	

③事務所家賃 6月分として

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

3-1(4) 定期建物賃貸借契約書(事業用)

定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 佐藤ビル (以下「甲」という。)と借主 町田 皇介 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の提示

名称	佐藤ビル	1階 102号室
所在地	(住居表示)埼玉県上尾市宮本町10-26	区画番号()
構造	鉄筋コンクリート造/陸屋根/3階建/全4戸	
種類	店舗	新築年月
面積	約33㎡(現況優先)	昭和45年11月
附属施設	公営水道・東京電力	

頭書(2) 事業内容

東証会派支部事務所

頭書(3) 契約期間

目的物件の引渡し時期	令和元年7月1日 から 令和3年6月30日まで(2年間)
------------	------------------------------

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 110,000円 (内消費税等 円)	共益費	月額 込み (内消費税等 円)	保険料	
敷金	330,000円 (賃料3ヶ月)	礼金	110,000円	水道代	月額 2,000円
保証金	0円 (賃料 ヶ月)	償却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵No. 本 本	本 本	本 本	本 本	本 本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月25日まで				
賃料等の支払方法	口座振込	持参	先		
	口座引落	委託会社			

頭書(5) 借主連絡先

(氏名)	町田 皇介
(自宅)TEL	
(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	住所	TEL
管理業者	貸主自主管理		
所在地		TEL	
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号		
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名	(賃貸不動産管理士:登録番号)	
		※賃貸不動産管理士としての業務を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	住所
-----	----	----

頭書(7) 乙の償還の担保

担保の方法	連帯保証人	氏名	住所
(本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	家賃債務保証会社の提供	家賃債務保証会社名	全保連株式会社
	主たる事務所の保証	主たる事務所の所在地	東京都新宿区西新宿1-94-1 16F TEL 03-6327-5840 問合せ窓口 0570-01-1083

頭書(8) 再契約に関する事項

借主は再契約を行う場合は再契約料として新賃料1ヶ月分を支払うものとする。但し、本物件は老朽化につき入居時より6年目以降再建案の予定があるため再契約2回目以降は再契約不可。

頭書(9) 特約事項

- 賃料は指定口座に振り込むものとする。
- 賃料は消費税込みのため、税率が改正された場合は、協議の上賃料を改定することができる。
- 店舗又は事務所を出すゴミ(営業用廃棄物)については、乙が費用を負担し、責任をもって処理すること。
- 乙は、乙の責任において消防法、その他法令に関する法律を遵守する事とし各監督官庁への届出・許可等を申請しなければならない。
- 退去時において、借主は貸主に対して借主に所有の設備等が破損された場合の買取請求は一切行わないものとする。
- 契約期間中に本契約を解除するときは、貸主は6ヶ月前までに借主は3ヶ月前までに、それぞれの相手方に対し書面にて申し入れること。借主は明け渡しの際、移転料・立退き料の請求をしてはならない。
- 乙は、甲が指定する火災保険・保証会社に加入しななければならない。なお、再計算の額も同様とする。
- 自動ドア・照明・換気扇等は残置物の高、メンテナンス、交換は借主負担とする。
- 令和元年6月分賃料は、準備期間として免除とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年6月21日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主	氏名 田中 皇介	TEL 048(793) 4811
	住所 埼玉県上尾市早稲女3-6-32	
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

宅 地 建 物 取 引 業 者	A		B	
	主たる事務所 所在地・TEL 048-778-1750 商号又は名称 株式会社マハロハ 代表者の氏名 光廣 昌子	主たる事務所 所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名	大臣()第 号	号
宅 地 建 物 取 引 士	免許証番号	埼玉県知事(3)第21590号	免許証番号	平成()第 号
	免許年月日	平成31年2月18日	免許年月日	平成()第 号
	氏 名		氏 名	
	登録番号		登録番号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名 株式会社マハロハ	業務に従事する 事務所名		
	事務所所在地 TEL 048-778-1750	事務所所在地 TEL		

※ 国は実印
※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号	21
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
-------------------------------------	---

支出年月日	2020年5月25日	支出額	180,576 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	225720 × 0.8 = 180,576		
		事務所賃料 6月分	

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷第2支部

別紙

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 21-1

想いをつなぐ、未来を形に。 *Next Action* RESONA GROUP 埼玉りそな銀行 マイゲート

お取引内容確認・取消


振込

[印刷する](#)

受付番号 20052500002 受付日時 2020年05月25日 15:13

事務所賃料6月分

出金口座	[REDACTED]
振込依頼人名	アソシエイト
振込先口座	[REDACTED]
受取人名	[REDACTED]
振込金額	225,500円
振込手数料	220円
引落合計金額	225,720円
振込指定日	2020年05月25日
処理状況	処理済

[← 戻る](#)お電話でのお問合せ  0120-017820 埼玉りそな銀行

整理番号 21-λ

建物賃貸借契約書(事業用)

<<物件の表示>>

名称	ヴェルエール・メゾン店舗 (B) 号室
所在地	埼玉県越谷市千間台西1丁目9番地13
構造等	鉄骨造 3階建ての内 1階
賃貸借面積	69.29 m ² (壁芯)

<<契約条件>>

項目	関係条項	摘要
引渡日		平成31年1月20日
契約期間	1	平成31年1月20日 ~ 平成34年1月19日
使用目的	2	事務所として
賃料	3	月額 205,200 円 (内消費税等 15,200 円)
共益費	4	月額 16,200 円 (内消費税等 1,200 円)
看板掲出料	13	月額 円 (内消費税等 円)
		月額 円 (内消費税等 円)
		月額 円 (内消費税等 円)
		月額 円 (内消費税等 円)
月額合計支払額		221,400 円 (内消費税等 16,400 円)
賃料等の起算日	5	平成31年1月20日 より
賃料改定の期間	6	より 年毎
賃料改定事務手数料	6	は仲介人に対し新賃料の ヶ月分相当額を支払うものとする
敷金	7	190,000 円
償却(無)		償却方法 円 (内消費税等 円)
礼金	8	205,200 円 (内消費税等 15,200 円)
更新料	9	乙は甲に対し新賃料の 1.00 ヶ月分相当額を支払うものとする
更新事務手数料	10	甲は仲介人に対し新賃料の 0.50 ヶ月分相当額を支払うものとする
解約の申し出期間	21	甲においてはその 6 ヶ月前、乙においてはその 1ヶ月前
業務の委託先	26	スターツピタットハウス株式会社
賃料の支払い方法	5	振込
賃料振込口座	金融機関名	
	支店名	
	口座番号	
	口座名義	

特約条項>>

物件に関する他の入居者または第三者との紛争・苦情は乙の責任において解決するものとし、甲は一切関与しない。

貸付期間は午前6時から午後10時までとする。変更する場合、乙は書面にて申し出、甲の承諾を得るものとする。

は、工事の仕様が決定次第速やかに、管轄消防長に「防火対象物使用届出書」を提出し、その写しを甲へ提出しなければならない。

は、所轄の消防署に防火管理者の届出を行うものとする。

物件には、ガスメーターが設置されていない為、メーターの設置及びそれに付随する工事費用は乙の負担でものとする。

物件に設置された照明器具は、引渡しと同時に乙に譲渡されるものとする。入居中の維持管理・修繕・交換費用

乙に帰属され退去時の撤去義務は負わないものとする。

費税率改定の場合の税額については通知しないものとし、改定後の税率で支払いをするものとする。

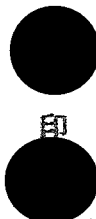
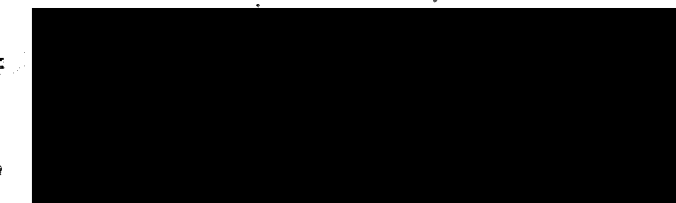
余白

を甲とし借主を乙とし前記表示の物件（以下「本物件」という）について、頭書の賃貸借契約（以下「本契約」という）を下記の通り締結する。その証として本契約証書を作成し、当事者（記）名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成31年1月19日

(貸主) 住所

氏名



越谷市

(借主) 住所

千間台西1-21-10 アーハイムせんげん台108

氏名

辻 浩司

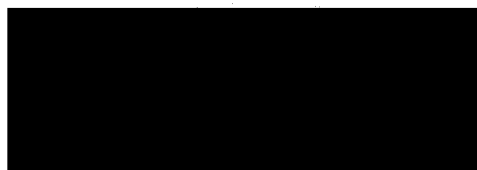
電話

048 (975) 6071

保証人住所

氏名

電話



介人

住所

商号

電話

埼玉県越谷市千間台西1-4-4 3F

スターツピタットハウス(株)せんげん台店 印

店長 木村 剛

048-976-1881

地建物取引士

登録番号

号



整理番号 21-4

343-0041
埼玉県越谷市千間台西1丁目21-10
108

辻 浩司 様



2-03717#

消費税率改定に伴う賃料等変更のお知らせ

〒343-0041 埼玉県越谷市千間台西1丁目4-4
T・K PREVIO 3F
スターツピタットハウス株式会社 せんげん台店
TEL 048-976-1881

拝啓 時下ますますご清祥のことと、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2019年10月分より消費税等（消費税および地方消費税。以下同じ）の税率が8%から10%に引き上げられる予定となっております。これに伴い、現在お客様が賃貸借契約を締結されている課税物件（駐車場等の施設および居住用を除く建物等賃料等が消費税課税対象である物件。）の賃料等（賃料および共益費その他の契約に基づきお支払いいただく金銭）が2019年10月分（※）より下記の通り変更されますので、予めお知らせいたします。お手数ではございますが、お支払金額、ご準備金額にお間違いのないようお手続きの程お願い申し上げます。

万一、本状と行き違いで解約等のお申し出を承っている場合はご容赦ください。
本件についてのご質問等がございましたら、上記ピタットハウス担当店舗までお問い合わせください。
敬具

記

<変更賃料等> (1)

物件名	ヴェルエール・メゾン店舗			区画	B
所在地	埼玉県越谷市千間台西1丁目9-13・14・20				
成約CD	■	種類	店舗事務所	名目	共益費
2019年9月分までの金額（月額）			16,200円	（内消費税額 1,200円）	
2019年10月分からの金額（月額）			16,500円	（内消費税額 1,500円）	

(2)

物件名	ヴェルエール・メゾン店舗			区画	B
所在地	埼玉県越谷市千間台西1丁目9-13・14・20				
成約CD	■	種類	店舗事務所	名目	賃料
2019年9月分までの金額（月額）			205,200円	（内消費税額 15,200円）	
2019年10月分からの金額（月額）			209,000円	（内消費税額 19,000円）	

※ 【ご注意ください】 2019年10月分賃料等の支払約定日または支払実行日

振り込みによるお支払いの場合：2019年9月30日まで
口座振替によるお支払いの場合：2019年10月1日（口座振替手数料に係る消費税額も改定されます）
カード決済によるお支払いの場合：2019年10月10日

参考：消費税法上の取扱い

- 土地および居住用建物の賃料等：非課税
- 駐車場等の施設および居住用を除く建物（店舗、事務所等）の賃料等：課税

以上

整理番号 21 - 5

領収書貼付欄 埼玉民主フォーラム 越谷第2支部

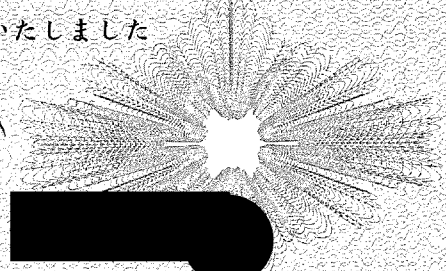
埼玉民主フォーラム
領収証 越谷第2支部 辻浩司 様 No. _____

金額									
	9	2	2	5	7	2	0		

但 事務所賃料 6月分として
2020年 5月 25日 上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額(%)

埼玉民主フォーラム
越谷第2支部
会計



GR1419

便宜上インターネットバンキングからの支払いは
事務員の口座を経由して振込をしています。

※ 整理番号には、枝番を記入すること

貸貸借(更新)契約 合意書

物件名: タイピる航空公園 202

所在地: 埼玉県所沢市東新井町256-1

貸主及び借主は 平成27年05月01日 付貸貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを双方合意した。

1. 期間 平成30年05月01日より 平成33年04月30日までとする。
2. 敷金 210,000 円
3. 賃料 月額 総額 75,600 円 (本体 70,000 円 消費税 5,600 円)
4. 管理費 月額 総額 5,400 円 (本体 5,000 円 消費税 400 円)
5. 共益費 月額 総額 0 円 (本体 0 円 消費税 0 円)
6. 駐車料 月額 総額 0 円 (本体 0 円 消費税 0 円)
7. 付属施設料 月額 総額 0 円 (本体 0 円 消費税 0 円)
8. 雑費 月額 総額 0 円 (本体 0 円 消費税 0 円)
9. 特記事項 上記の通り、原契約の一部変更と継続について、賃貸人(甲)と賃借人(乙)間の協議が成立したので、本合意書2通を作成し各々署名捺印の上、賃貸人と賃借人各一通保有するものとする。本合意書に定めなき事項については原契約の各約定および特定条項を継承するものとする。

平成30年 1月 9日

貸主(甲) 住所: 埼玉県所沢市喜多町17-12
氏名: 株式会社セイワランドック

借主(乙) 住所: 所沢市上安松 864-4
氏名: 水村篤弘 TEL: 04-2993-0080
勤務先住所: さいたま市浦和区高砂3-15-1
勤務先名: 埼玉県議会 勤務先TEL: 048-824-2111

緊急連絡先 住所: [REDACTED]
氏名: [REDACTED] TEL: [REDACTED]

連帯保証人 住所: _____
氏名: _____ 印 TEL: _____

管理会社 免許番号: 埼玉県知事(3)第20719号
住所: 埼玉県所沢市喜多町17-12
会社名: 株式会社セイワランドック
代表者: 羽迫 務
取引主任者: [REDACTED] 登録番号: [REDACTED] 号

2019年8月31日

〒 359-0034

埼玉県所沢市東新井町256-1

タイびる航空公園202

水村 篤弘 様

管理会社

所沢市喜多町17-12

株式会社セイワランドック

消費税率改定に伴う賃料変更に関するお知らせ

拝啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご周知の通り2019年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられることとなりました。
それに伴い、貴殿との賃貸借契約におきまして新税率が適用になります旨ご通知申し上げます。

つきましては下記のとおり、お支払い頂きますようお願い申し上げます。
ご質問等ございましたら、下記連絡先へお問い合わせ下さい。

何卒 ご理解の程、お願い申し上げます。

敬具

記

物件名 : タイびる航空公園 No. 202

所在地 : 埼玉県所沢市東新井町256-1

支払方法 : 口座振替(前家賃)

2019年9月分(8/27引落)まで	81,000 円
--------------------	----------



2019年10月分(9/27引落)以降	82,500 円
---------------------	----------

※賃料等と合算して口座振替手数料が引落となります。手数料は11月分より10%へ引き上げとなります。

< 税率改定後 内訳 >

賃料	70,000 円	消費税	7,000 円	77,000 円
管理費 共益費	5,000 円	消費税	500 円	5,500 円
合計				82,500 円

以上

ご不明点等のお問い合わせは下記へご連絡下さい。

◆連絡先

株式会社セイワランドック TEL : 04-2920-3388

2019年11月分より
集送金手数料 220円

整理番号	7
------	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
	$23,300 \times 90\%$

支出年月日	2 年 5 月 27 日	支出額	20,970 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所倉庫費 (6月分)
-----	--------------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部
---------	---------------------

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

02-05-27 振替 *23,300 印 3/13/7

{ 賃料 23,100 円
手数料 200 円

口座名義: 木村勇夫

支出先: (株) 平和不動産

レンタルボックス貸借借契約書

貸 借 人 株式会社 平和不動産 (以下、甲という)

貸 借 人 木村 勇夫 (以下、乙という)

緊急連絡先人 別紙記載 (以下、丙という)

乙が甲のレンタルボックスを使用するため、緊急連絡先人を指定し、下記の通り、甲乙間においてレンタルボックス貸借借契約（以下、本契約という）を締結する。

第1条（使用区分等）

所在地：埼玉県さいたま市南区白幡6丁目18-3（レンタルコンテナ武蔵浦和・~~XXXXXXXXXX~~）

レンタルボックス番号： 号

レンタルボックスタイプ：4帖 タイプ

第2条（使用目的及び範囲）

乙は本コンテナを動産の保管場所として使用するものとし、住居事務所、作業所等の目的外の使用をしてはならない。また使用の範囲はあくまでコンテナ内部のみとし、外部及び通路に一切の物品を置いてはならない。

第3条（期間及び更新）

1. 契約期間は平成29年7月21日から平成30年7月末日までとする。
ただし、契約期間満了の日の1カ月前までに契約当事者双方より解約の申し出がなく、乙が本契約の内容を遵守している場合、更に1年間この契約を更新するものとし、その後も同様の措置とする。
2. 前項更新の際、乙は甲に更新料として賃料の1カ月分を支払うものとする。
3. 但し、乙が更新に至る迄、賃料の未納及び遅延及び乙が保管する動産によるトラブル等が1度でもなかった場合、更新料は「サービス」するものとする。

第4条（月額賃料）

賃料は、消費税込み 月額 23,100 円とする。

（内訳：賃料 円・消費税 円）

第5条（賃料の支払い方法）

1. 乙は本契約締結時、甲に対し当月、翌月及び翌々月分の賃料を支払う。
2. 乙は上記1の支払い後、乙の銀行口座より振替の方法で毎月27日迄に翌月分として賃料を支払う。

但し、金融機関の銀行口座振替手続き等に遅れが生じ、振替が出来なかった場合、甲は乙に通知し、乙は速やかに下記記載の甲の銀行口座へ振込の方法で支払うものとする。また、乙は口座振替手数料（1回200円で、口座残高不足による振替が不能時でも必要となります）及び振込の際の手数料を負担する。

賃料の振込口座：

No.

整理番号

5

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	---

支出年月日	2020年 5月28日
支出額	$16,000 \times 90\% = 14,400$ 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使 途	埼玉民主フォーラム 所沢支部の駐車場賃料 2台分(6月分)
支 出 先	株式会社エルハウジング

上記のとおり支出しました。

支出者名

水 村 篤 弘



駐車場(自動車保管場所)契約書

所在地 所沢市東新井町3-2-1-1
名称 東新井駐車場 内 第 [] 号
車種プレートナンバー 未 容 用
賃料 壹ヶ月 金 八 千 円 也
金 金 円 也(無利息の約定)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上
本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は令和2年2月8日より令和3年2月7日迄向う
壹ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約
を更新することも出来る。
- 第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に振込し支払うこと、
万一壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金、敷金の有無にかかわらず
甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出
入りを妨げないこと。
- 第3条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸
は絶対にしてはならない。
- 第4条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解
約することが出来る。
- 第5条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指
定されている物件の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近
隣の迷惑となるべき行為を一切なざること。
- 第6条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変による損害並に火災、盗
難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第7条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によっ
て駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は
すみやかに損害を賠償するものとする。
- 第8条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は壹ヶ月前に互いに通告し期間
満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

第10条 車の大きさは、長さ約5m幅約1.8m前後のものとし、他の契約者の方の迷
惑となるような大きさの車種は駐車しないこと。

特約条項

本契約を更新する場合は、賃料の半月分を更新料として乙は甲に支払うものとする。

《賃料振込先》

口座名義

上記契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を
所持する。

令和 2年 | 月 28日

住所 埼玉県所沢市西新井町15-10

貸主(甲) 氏名 株式会社 エルハウジング

電話 04-2998-3771

住所 所沢市上安松864-4

借主(乙) 氏名 水村篤弘

電話 04-2993-0080

住所

仲介人 氏名

電話

取引主任者 氏名

登録番号

駐車場(自動車保管場所)契約書

所在地 所沢市東新井町 3.2.2-1
名称 東新井駐車場 内 第 号
車種プレートナンバー 乗客用
賃料 壹ヶ月 金 八 千 円 也
金 円 也(無利息の約定)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上
本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は令和2年2月8日より令和3年2月7日迄向う
壹ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約
を更新することも出来る。
- 第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に振込し支払うこと、
万一壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金、敷金の有無にかかわらず
甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出
入りを妨げないこと。
- 第3条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸
は絶対にしてはならない。
- 第4条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解
約することが出来る。
- 第5条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指
定されている物件の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近
隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第6条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変による損害並に火災、盗
難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第7条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によっ
て駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は
すみやかに損害を賠償するものとする。
- 第8条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は壹ヶ月前に互いに通告し期間
満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

第10条 車の大きさは、長さ約5m幅約1.8m前後のものとし、他の契約者の方の迷
惑となるような大きさの車種は駐車しないこと。

特約条項

本契約を更新する場合は、賃料の半月分を更新料として乙は甲に支払うものとする。

《賃料振込先》

口座名義

上記契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を
所持する。

令和 2年 1月 28日

住所 埼玉県所沢市西新井町 15-10

貸主(甲) 氏名 株式会社 エルハウジング

電話 04-2998-3771

住所 所沢市上野松 864-4

借主(乙) 氏名 水村 篤弘

電話 04-2993-0080

住所

仲介人 氏名

電話

取引主任者 氏名


登録番号

整理番号 17


政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】 6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	2020年5月29日
支出額	90,000 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 100,000 × 0.9 = 90,000)
使途	事務所家賃代 60円
支出先	 様

上記のとおり支出しました。

支出者名 山根 史子 

建 物 賃 貸 借 契 約 書

賃貸人 [REDACTED] と賃借人 山根 史子 との間に、次のとおり建物賃貸借契約を締結します。

- 第一 条 賃貸人はその所有する次に表示の建物を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。
建物の所在場所 埼玉県川越市南大宮町四丁目一
木造スイト葺平屋 建築事務所棟
- 第二 条 床面積 階 平方メートル
賃貸借の期間は 平成三十一年四月一日 から 令和三年三月三十一日 までの 二 年間とします。
- 第三 条 賃料は毎月金 壹拾萬 円也とし、賃借人は毎月 末 日までに 一 月分を賃借人の住所に持参して支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の賃貸との比較等により不相当となつたときは、賃貸人は、契約期間中であっても、賃料の増額の請求をすることができるものとします。
- 第四 条 賃貸人は敷金として金 円也を賃借人から申し受けるものとします。
- 第五 条 賃借人は、本件建物を に使用するほか、他の用途に使用してはなりません。
- 第六 条 賃借人は、次の場合には、事前に賃貸人の書面による承諾を受けなければなりません。
一、建物の修繕替えまたは修繕その他の工作をするとき。
二、賃借権の譲渡もしくは転貸またはこれらに準ずる行為をするとき。
- 第七 条 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで、直ちに本契約を解除することができるものとします。
一、式か月分以上賃料の支払いを怠つたとき。
二、賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
三、長期不在により賃借権の行使を継続する意思がないと認められるとき。
四、前条の規定に違反し、その他本契約に違反したとき。
- 第八 条 建物の部分的な小修繕は、賃借人が費用を負担して必ずから行なうものとします。
- 第九 条 賃借人（その家族、使用人を含む）の責に帰すべき事由によつて建物を破損または滅失したときは、賃借人はその損害を賠償するものとします。
- 第十 条 賃貸人は建物に関する公租公課を負担し、賃借人は電気、水道、ガス等の使用料を負担します。
- 第十一 条 敷金には利息をつけないものとし、賃借人が賃料の支払いを怠つたとき、または第九条の損害賠償金額を支払わなかつたときは、賃貸人は敷金をもってその弁済に充当することができるものとします。
- 第十二 条 賃貸人は、賃貸借契約が終了し、賃借人から建物の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に敷金を賃借人に返還しますが、延滞賃料または第九条の損害賠償金額があるときはこれを差し引いてその残額を返還するものとします。
- 第十三 条 賃借人は、本件建物の明渡しに際し、自己の所有または保管する物件を全部取去し、もし賃借人の承諾なしに増付加工したものがあればすべてこれを原状に復したうえで、賃貸人の立会を求め、本件建物の引渡しをするものとします。
- 第十四 条 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づき賃借人の一切の債務について保証し、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。
- 第十五 条 本契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第一審の専横裁判所とすることに合意しました。
- 第十六 条 (特約事項)

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書 二 通を作成し、各自署名押印のうえ、各一通を所持します。

賃借人 現住所 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED]
 賃借人 現住所 埼玉県南大宮町四丁目一六
 氏名 山根 史子
 連帯保証人 現住所 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED]